

総務委員会記録

とき 令和7年5月20日

国分寺市議会

総務委員会

令和7年5月20日（火）

○ 出席委員

委員長	森田 たかし
副委員長	小坂 まさ代
委員	鈴木 ちひろ
	木村 徳
	だて 淳一郎
	はぎの 英輔
	新海 栄一

○ 審査事項

- 1 議案第28号 専決処分について
- 2 議案第39号 動産の買入れについて

《報告事項》

- (1) 事務事業評価の見直しについて
- (2) 会計年度任用職員の任用制度の見直しについて
- (3) 戸籍への氏名の振り仮名の記載について
- (4) 二次元コード付きカード型地域応援商品券事業の実施結果について
- (5) 国分寺市立男女平等推進センター運営方法の検討について
- (6) その他

午前9時30分開会

○森田委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。



○森田委員長 さきの本会議において、本委員会の委員が新たに選任されておりますので、ここで改めて各部長から担当職員の方々の紹介をお願いいたします。

それでは政策部から、お願いいたします。

○村越政策部長 政策部長の村越でございます。よろしくお願いいたします。

まず政策部より、順次、自己紹介をさせていただきます。

○細川公共施設マネジメント担当部長 公共施設マネジメント担当部長、細川でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○木村市政戦略室長 4月1日付で市政戦略室長となりました木村です。よろしくお願いいたします。

○波岡情報管理課長 情報管理課長、波岡でございます。よろしくお願いいたします。

○山下デジタル行政推進室長 デジタル行政推進室長、山下です。よろしくお願いいたします。

○清水政策経営課長 4月1日付で政策経営課長を拝命いたしました清水です。どうぞよろしくお願いいたします。

○久保公共施設マネジメント課長 公共施設マネジメント課長の久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○久保政策法務課長 政策法務課長の久保と申します。よろしくお願いいたします。

○柳井政策法務担当課長 政策法務担当課長の柳井と申します。よろしくお願いいたします。

○松下財政課長 財政課長の松下と申します。よろしくお願いいたします。

○宮本総務部長 それでは、総務部を紹介させていただきます。

私は総務部長の宮本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤秘書課長 秘書課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤契約管財課長 契約管財課長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

○増田職員課長 職員課長、増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○柳川防災安全課長 4月1日付で防災安全課長になりました柳川と申します。よろしくお願いいたします。

○澤田課税課長 4月1日付で課税課長になりました澤田でございます。よろしくお願いいたします。

○下河原納税課長 納税課長の下河原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○杉本市民生活部長 続きまして、市民生活部の紹介をさせていただきます。

私は市民生活部長の杉本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○桑田市民課長 市民課長の桑田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○飯塚経済課長 経済課長の飯塚でございます。よろしくお願いいたします。

○小坂協働コミュニティ課長 協働コミュニティ課長の小坂と申します。よろしくお願いいたします。

○鈴木文化振興課長 文化振興課長、鈴木です。よろしくお願いいたします。

○平原人権平和課長 人権平和課長、平原でございます。よろしくお願いいたします。

○岡田スポーツ振興課長 スポーツ振興課長、岡田です。よろしくお願いいたします。

○野中会計管理者心得兼会計課長 会計管理者心得兼会計課長、野中でございます。よろしくお願いいたします。

します。

○戸部選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局長の戸部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水監査委員事務局長 監査委員事務局長、清水です。よろしくお願いいたします。

○森田委員長 ありがとうございます。

委員のほうも新しい顔ぶれとなりまして、今後2年間、しっかり、一同取り組んでまいりますので、よろしくよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題に係る説明員以外の方は退席していただいて大丈夫です。ありがとうございます。



○森田委員長 それでは、審査事項の順に進めてまいります。まず、議案の審査を行います。

議案第28号 専決処分についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○澤田課税課長 それでは、議案第28号、専決処分について、御説明をいたします。

令和7年度の税制改正に伴い、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布、4月1日に施行されました。本案は、このうち令和7年度当初の市税賦課事務のために、条例の規定を整備する必要があるものについて、国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を令和7年3月31日付で専決処分したことから、このことを御報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案及び新旧対照表と、資料を御用意しておりますので、併せて御参照をお願いいたします。

改正内容は大きく分けて4点ございます。このうち主な改正点2点については、資料1ページに記載しております。

1点目は、軽自動車税に係る原動機付自転車の基準改正によるものです。条例第66条及び第71条となります。該当条文について、新旧対照表を御参照ください。

改正前において、総排気量が0.09リットル超0.125リットル以下の原動機付自転車は、第66条第1号ウに該当する第二種原動機付自転車として、軽自動車税の年額は2,400円となっております。改正後においては、総排気量が0.09リットル超0.125リットル以下かつ最高出力が4キロワット以下のものは、新たな基準による第一種原動機付自転車として位置づけられ、軽自動車税の年額は2,000円が適用されるものとなります。

このことに伴い、第1号ウに新たな規定を設けるとともに、第71条においては、減免申請書の記載事項に当該の新たな基準による第一種原動機付自転車に関する内容を追加するものとなります。

2点目は、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴う規定の改正です。条例第72条となります。

種類別の軽自動車税について、身体障害者等が減免を受ける際、身体障害者手帳と併せて、その軽自動車を運転する方の運転免許証の提示を求めています。マイナンバーカードと運転免許証を一体化させた、いわゆるマイナ免許証の提示でも申請を可とする改正となります。

マイナ免許証には運転免許証の券面情報が記載されていないため、目視で確認することができないことから、パソコンやスマートフォンに読み取り用のアプリケーションソフトをインストールして情報の読み取りを行う必要があることから、市では読み取り用の端末を確保しております。第3項の規定にある必要な措置とは、この端末を用いた情報の読み取りのことを指します。

3点目は、法改正に伴う項ずれの対応です。附則第16条の2及び第28条の7となります。令和6年3月の地方税法改正において法附則の項が一つ削除されたことによる繰り上がりへの対応となります。

4点目は、特定マンションの固定資産税の減額措置に係る特例的取扱いの追加です。附則第16条の3となります。

附則第16条の3第13項に、特定マンションの固定資産税の減額に関する規定がありますが、当該減額措置を受けるためには、各区分所有者が個別に申告書を提出する必要がありました。このことについて、マンションの管理組合の管理者等が申告書を提出することで、当該マンション全体に減額措置が適用できる取扱いを追加する改正となります。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○森田委員長 ありがとうございます。御担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○木村委員 おはようございます。

原動機付自転車に関しては、従来50ccと言われていたものが、事実上廃止をされて、125ccまでになるということです。原付に関しては、市のほうでナンバープレートを交付していますけども、従来であれば、50ccまでが白色で、90ccまでが黄色で、125ccまでがピンク色という色分け等がされてきている経過があるかと思えますけども、そういうのも変わってくるのですか。例えば、白一色に統一されるとか、何かその辺の変化というのはあるんでしょうか。

○澤田課税課長 今回の新たに適用されます第一種原動機付自転車、新基準のものにつきましては、総排気量が125cc以下で、かつ最高出力が4キロワット以下、こちらが第一種原動機付自転車の新たな基準として適用されますので、ナンバープレートについては旧来の50cc以下のものと同じ白色のナンバープレートとなります。

○木村委員 なるほどね。

そうしたら、従来50cc以下の申請に対して交付をしていた白色のナンバープレートを、そのまま今後の新たな申請に対して適用を続けるけども、その適用範囲が125ccまでになって、統一的に白色のナンバープレートが交付されると、そういう理解でいいのかな。

○澤田課税課長 総排気量が125cc以下で4キロワットの最高出力を超えるものにつきましては、旧来の第二種原動機付自転車として、ナンバープレートはピンク色のものが交付されますが、最高出力を4キロワット以下に抑えたものが限定的に第一種原動機付自転車として定義されますので、そちらについては白色ということになりますので、旧来のピンク色のナンバープレートが交付されていた車両の一部が白色のナンバープレートに変わるというふうな認識で御理解いただければと考えます。

○森田委員長 区切りの仕方が変わったということです。

ほかにございますか。

○だて委員 今の御説明で、何となくちょっと分かったんですが、新しい制度ということで、市に関連するところだと、登録とか廃車とかの関係が一定あると思います。そこは今までの形から、何か変わるところはありますか。手続とか、その辺りというのは。廃車とかの関係とか。

○澤田課税課長 市の取扱いとしましては、第一種原動機付自転車の範囲が広がるという認識でいただければ、それ以外の部分については、旧来どおり、手続については変わらないということになります。

○だて委員 分かりました。

あと、ちょっと調べると、駐車場、駐輪場など、駐車の関係が、一定、車体は今までの原付とそんなに大きさは変わらないということなんです、排気量の関係はちょっと変わってくるということで、国土交通省からも何か通知みたいのが、柔軟に対応するようにということと来ていてということなんです、直接の担当がおられないかと思うんですけど、その辺って、国分寺市としては、どのように対応されるのか、もし何か分かれば教えてください。課税課長は分からないかな。

○澤田課税課長 二輪車の駐車場については、さっき御紹介いただいたとおりで、課題があるというところですよ。

現状、市販車で、この新基準の第一種原動機付自転車の適用が受けられるものというのはいないんですが、大手メーカーについては、現状の125ccの車体を利用して、物理的・電子的に出力を制御した形で、第一種に適用させることで販売をするということのようです。となりますと、はた目には、旧来の125ccと同じですので、大きさもそのようになります。

ただ、駐車場に関していいますと、排気量50cc以下はこちら、それ以上はこちらというふうに仕分けている場合について、取扱いをどうするのかについては、市のほうで規制をかけられる問題ではありません。大きさについても、実は50cc以下はこの大きさしかありませんというような、要は四輪車の軽自動車とかと比べますと大きさの幅が非常に大きいため、実態としては、その管理者の考え方によってくるということとあります。その辺については、法的にこのようにしてくださいというような縛りをかけられるものではないので、それぞれの駐車場の運営者の考え方によるということになります。

○だて委員 すみません。所管じゃないかもしれませんが、御説明いただきまして、ありがとうございます。

今あったとおり、課題があるということも、ほかのところも出てくるかもしれないので、そこは利用者が混乱しないように、今後、検討していただきたいと思いますので、管理者のほうともうまく調整してください。

○森田委員長 ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 それでは、ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決を行います。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり承認されました。



○森田委員長 次に、**議案第39号 動産の買入れについて**を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○佐藤契約管財課長 議案第39号、動産の買入れについて、御説明いたします。

本件は、災害時用備蓄物資の購入につきまして、予定価格が2,000万円以上の動産の買入れ契約であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により御審査を

お願いするものでございます。

資料は、物品買入れ仮契約書と競争入札結果を提出させていただきました。

まず、資料の仮契約書をお願いいたします。

本件の契約につきましては、令和7年4月22日に入札を行った結果、株式会社渡辺武商店が落札し、同日に仮契約を締結させていただいております。

落札金額につきましては、消費税を含めまして、8,292万7,816円となりました。

続きまして、競争入札結果をお願いいたします。

8者指名し、入札を行いましたところ、4者の応札があり、その結果、一番低価格で入札された株式会社渡辺武商店を落札者として決定いたしました。

私からは以上となります。

○柳川防災安全課長　　続きまして、購入する災害時用備蓄物資の概要について御説明いたします。資料をお願いいたします。

このたび購入する備蓄物資等は、資料の1から25のとおり、食料、保存水と資機材となります。主なものを説明させていただきます。

食料品類に関しましては、期限切れ間近となったことによる補充になります。

11、12、13については、西町シラカシ公園に整備されたマンホールトイレに設置する便器とテント、汚物を水で流すためのバケツになります。

18から20は、現在、防災広場で行っている防災力向上事業で使用するものになります。

22、23は、地区防災センター等で使用する要配慮者用のトイレと、寝床環境を向上させるためのエアベッドになります。こちらに関しましては、国の交付金を活用させていただき、3月に同時補正で追加計上させていただいたものになります。

簡単ですが、私からの説明は以上です。御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○森田委員長　　担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○木村委員　　最初に、中身以前の話として、この類いの議案というのは条例に定めた金額を超えたときに必ず出てきますけども、今、冒頭で御説明があった議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というのは、令和6年度例規集第1巻の1,703ページに載っている条例ですけども、改正の沿革なんかを見ても分かるんですけど、これ、平成9年から全く改正がされていない。昨今のこの短期間の中の物価高というところも当然非常に大きな影響がありますし、市の予算額的に見ても、私、平成11年に初当選した人間なんですけど、その頃で大体300億円ぐらいの一般会計の当初予算額で、要はほぼ倍ですよ。そうした中で、さらにそれ以前、その2年前から今日に至るまで改正していなくて、この金額というのは何とかならないものなんですかね。

○佐藤契約管財課長　　今、委員がおっしゃったようなお話は、実は私どもも思っておりまして、近隣市にも、今、ヒアリングをかけているような状態でございます。

この条例にかかわらず、ほかにも、例えば、契約に関する対象案件で幾ら以上というような基準もございます。そちらのほうも、委員のおっしゃるとおり、現在の財政規模や物価高、労務費の単価も上がっていますので、そういった、そもそも工事費が上がったり、物品の値段も上がったりしている中で、その基準額をどのように上げていくかというところを、まさに今、内部で検討している状況でございますので、引き続き検討していきたいと思っております。

○木村委員 別に議会の議決に付すべきものを減らせだとか、軽視しろという話では全くなくて、適切にそこは、予算額の推移であったり、物価高などの物価の推移であったり、そういったところとリンクをさせていくべきものなのかなと。

条例自体は昭和39年にできたもので、その後の改正というのは4回やっているんですけども、そう毎年のように改正する条例じゃないというのは、これを見てもよく分かるんですけども、ただ、やっぱりこの予定価格の部分に関しては、常にその状況を見ながら、国分寺市公共調達条例なんかも同じことが言えるのかなと思うんです。そこは今日の議案ではないので深くは触れませんが、そちらも併せて、他市とも連携を取っているということですので、その辺、情報共有しながら、ぜひ適切な金額に、適切なタイミングでの改正は必要なのかなと思いますので、そこはよろしくお願いいたします。

○森田委員長 非常に重要な観点で、今、行政のほうも、社会状況や他市の状況を確認しつつ進めているというところなので、一言お願いいたします。

○佐藤契約管財課長 委員のおっしゃるとおり、今の社会情勢を見ながら、適切な形に変えていきたいなと思っておりますので、引き続き検討を続けてまいりたいと思います。

○森田委員長 ほかに質疑はございますか。

○鈴木委員 御説明ありがとうございました。一点だけ確認させていただきたいと思います。

災害時用備蓄物資の購入の中で、保存期限切れによる補充というのが何点かあると思いますけれども、その中の期限間近になったものの処分について、どのようにしているのか、確認させてください。

○柳川防災安全課長 食料品等については、各課でイベントをいろいろやっているんですけど、イベントがあるときにそちらのほうで配布して持っていらっているような形になります。

○鈴木委員 分かりました。多分、全てを持っていただくことは、なかなか難しいんじゃないかなと思ってまして、数量もたくさんありますので、期限切れになる前の段階で、何かしら活用というんでしょうか、イベントでの配布以外にも、何かできることがあるのかなとちょっと考えていたんですけども、何か検討状況とか、そういったものはあるかどうか、教えてください。

○柳川防災安全課長 これの配布に関しましては、なるべく廃棄をしないようにということは、こちらも考えております。約1年かけて、これを処分していくような形になります。なので、地域の自治会等のイベントとかがありましたら、そちらのほうにも多く出していますし、あとは生活保護の受給者にも配布をしたりとか、いろいろ、なるべく廃棄が少なくなるように努めているところになります。

○鈴木委員 承知いたしました。先ほどの答弁の中ではイベントのみだったので、その辺も確認したいと思い、質疑させていただきました。ありがとうございます。

○だて委員 今回の関連にもなるんですが、食料品は推進地区なんかでも物資配布訓練もしていただいて、そういった中でも多く使っていただいているということで、最近では在庫があまりなくて、各推進地区からも「今回はこれしかないのですか」という話もあったりとか、そういったことを聞いているところです。物によって、水なんかはかなり余っていたりという話も聞いてはいるんですけど、食べ物系は、結構、今はきれいに配っていただいているのかなというように感じているところです。

私がちょっと気になったのはガソリン缶なんです。食べ物とか生理用品については、そういった形でうまく活用していただいているんですけど、ガソリンについて、今回のものは3年で期限切れということであるんですけど、これの処分って非常に難しいじゃないですか。市民も、例えばガソリンを捨てようと思っても捨てられないわけですよ。ガソリンスタンドに持っていかけても、引き取ってもらえるか、もらえな

いかみたいな、そういう話だと思うんですが、これかなり大量のガソリンが、恐らくほとんど使われない。開けたら使わなきゃいけないから余ってくると思うんですけど、これは例年、どういう形で対応されていらっしゃるんでしょうか。

○柳川防災安全課長　こちらは購入する際に、引き取ってもらうという仕様にして、購入させていただいています。

○だて委員　なるほど。そういう形で、最初からもう処分も含めてということなんですね。

ちなみに、この3年という保存期限というのは、以前、ちょっと見たら5年のものもあったような気がするんですが、そこら辺って民間のものなのかな。ちょっとしたタンクに入っている、5年のものを見た気がするんだけど、3年のものしか、これはないのかしら。もうちょっと長いものとかはないのか、伺いたと思います。

○柳川防災安全課長　私たちが購入しているのは、缶詰みたいなものに入っているものなんですけど、それは保存期限が3年で、5年のものがあるかどうか、そこはちょっと分からないところになります。お調べして、今後、御回答させていただければと思います。

○だて委員　分かりました。あれば、もちろん期限が少し長くなる、あまり長く置いておくといけないものかもしれませんが、そこはうまくサイクルができる形の中で、できるだけ長いもののほうが、恐らく環境にも悪くないのかなというように思いますので、その辺は、そういった視点も含めて、今回はこれで結構なんですけど、今後、検討いただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○森田委員長　ほかに。

○はぎの委員　私のほうからは、災害時用備蓄物資の購入物品のNo.9になります。

この台車の件は予算特別委員会ของときにも触れさせていただいたんですけども、今回、3台ということで、これはいわゆるアルミ製の折り畳み式の台車ですか。リヤカータイプではなく、いわゆる普通の台車、取っ手だけがついた台車という、そういうものになるんでしょうか。詳細を教えてください。

○柳川防災安全課長　こちらにつきましては、畳めない、大きな台車になります。

○はぎの委員　分かりました。

できればノーパンクタイヤの、そういったアルミ製の折り畳み式のものが欲しいという要望も出ていたので、予算特別委員会ของときにも触れさせていただきましたけれども、今、御答弁のとおり、今回の3台については、そういったものではないということで確認をさせていただきました。

その上で、今回、この3台というのは、防災倉庫になかったから新たに補充したのか、それとも古くなったものの交換用で3台入れたのか、その辺、どういう形で、今回3台ということだったのか、その考え方を教えてください。

○柳川防災安全課長　今回は追加で購入させていただくというものになっています。

○はぎの委員　分かりました。今回は追加購入ということですね。

そうしますと、もう全ての防災倉庫に1台以上の台車が用意されているという、そういうことでよろしいでしょうか。念のため確認をさせていただきます。

○柳川防災安全課長　まだ配備されていないところも何か所かあります。

○はぎの委員　分かりました。

じゃあ、順次、そういったところも、今後補充していただきたいということを要望させていただいて、現状は確認させていただきましたので、以上で終わりたいと思います。

- 森田委員長　ほかに。
- 新海委員　保存期限切れに近いものですね、これは防災訓練のときにかなり利用させてもらって、本多地区などは去年3回やりましたので、かなりの配布をしていただいたんですけど、その中で、水だけが臭いのがあったんですよ。それはカビ臭かったんです。
- それで、これはカビが発生しているような所に保存しておく、どうもそれが浸透するみたいな感じなんです。ですから、保存するペットボトルの厚さなどがちょっと重要になってくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の検討はされていますでしょうか。
- 森田委員長　現状でどのように、こういった場所に保存しているか等も含めて御答弁いただければと思います。
- 柳川防災安全課長　ペットボトルの材質については、今のところ変わってはいないんですが、今回、備蓄する場所を、そういうカビとかが生えないようなところを考慮して保存するようにしております。
- 新海委員　保存してある場所の状況によって水に影響するというのが初めて分かったので、ぜひ、その辺、注意しながら保存していただければと思います。
- 森田委員長　では、今後どのような状況で備蓄していくかということについて、一言お願いいたします。
- 柳川防災安全課長　備蓄品に関しましては、種類とか、いろいろありますので、それに適した場所に保存していきたいと思っております。
- 木村委員　別の質疑をしようと思っていたけど、今の新海委員の御指摘は、かなり重大な問題なのかなと。
- これは、ペットボトル入りの水を作った飲料メーカーの消費期限というのかな、それが5年ということなんですよ。だから、ある意味、それを上回らない、5年未満であれば、そういうカビが混入するということは……（「臭いだけです」と発言する者あり）でも水が臭っていたんですよ。だから中に入っちゃっているという状態でね。それって市の保存の在り方以前の問題で、いわゆるメーカーとか、その辺の問題なんじゃないのかなと。場合によっては、厚生労働省とかの指導も入るぐらいのレベルの、意外と簡単な話じゃないような気がして、その保存場所を考えればいって話じゃなくてね。そこは5年たつと、例えば、キャップの部分のプラスチックが劣化をして、ひびが入って、そこからとか、そういう事情というのは分からないではないんですよ。ただ、そこは5年は5年で、しかも口に入れるものですから、厳格にその辺の考え方というのはメーカーも示されて、厚生労働省なんかも示していると思うんですけども、その辺はどう確認をされているんでしょうか。
- 柳川防災安全課長　調査した結果ですけれども、メーカーのほうの調査結果としては、倉庫の壁のカビの臭いが移ったのが原因だというふうに聞いております。ペットボトルのほうにも、その置く場所によって臭い等は移るといのがただし書で書いてあります。
- 木村委員　じゃあ、そこは織り込み済みになっちゃっているんですね。要は5年間という、ある程度長い期間でもありますし、その間には水にカビが混入をするということありきで販売も許可されているということなんじゃないかな。（「そうではなくて、異臭が移ったということ」と発言する者あり）臭いの原因はカビでしょう。ということは、カビがなければ臭いもしないんじゃない、分からないけど。どこから発生しているんでしょうね。
- 柳川防災安全課長　カビの臭いが移ったということで、カビが入っているわけではないので、製品としては問題はないというか、臭いで問題はあるんですけども、その菌という面では問題はないということ

になっています。

○木村委員 その発生源はどこなのでしょう。中ではないという趣旨の今の御答弁なのかもしれませんが、そこは明確になっているんですか。どこから臭っているのか。

○柳川防災安全課長 こちらは窪東公園の倉庫で発生をしております。その倉庫のカビというか、その臭いが移ったのではないかとということになっております。

○森田委員長 倉庫内の壁や倉庫内自体にもカビが繁殖していた可能性があるというところですかね。

○木村委員 別に倉庫がかびてしまったりとか、それは湿度管理とかの問題であり得る話なので、別にそこは問うていないわけで、ただ、今の新海委員のお話ですと、水から臭いがしたということだったので、いわゆるペットボトルそのものに臭いが付着をしているんだらうけども、例えば、ペットボトルを開けて、紙コップ等に移して飲んだ場合には、問題が中身でなければ、多分、臭わないのかな。例えば、ペットボトルを開ける前でも後でもいいんだけども、取り出して、ペットボトルを手を持ったら、ペットボトルそのものから、いわゆるペットボトルの外側から臭ってきた。でも、ペットボトルを開けて、紙コップに移して飲んだら臭いはしなかったとか、その辺の確認とか検証がされていれば、原因はどこなのかというのは分かるのかなと。倉庫の問題は一切問うてません。

○柳川防災安全課長 すみません。少しお時間をいただければと思います。

○新海委員 正確に言っておきますね。これ、もらった人はたくさんいます。それで、そのうちの一部の人が言ってきたんですよ。その一部の人がもらったペットボトルが、どういう状態でカビ臭かったかというのを検証していったら、どうも倉庫内でもカビがたくさん生えていた場所のすぐ横に置いてあった箱の水だろろうということになったんです。だから、その次の箱の水からは臭いはないんです、一番近いところだけで。だから、原因がカビであることは間違いないんですね。

ただ、問題にしているのは、どんな状態でも臭いが入るといのが問題なので、ペットボトルの厚さの問題があるんじゃないかというふうなことを我々のほうは言っているわけです。要するに、5年保存のペットボトルを見ると、丈夫なものとか丈夫でないものというのは販売会社によって違うんですよ。だから、その辺で違いが出てくる可能性もあるんじゃないかなというふうな見方もしていますが、いずれにしても影響はないんです。飲んで別にごうということはないんです。

ただ、やっぱりカビ臭いので、気持ちが悪いということでしたから、その辺りで、原因究明はたくさんカビがあるところにあったペットボトルの水だけが臭ったということで、ほかには影響はなかったということ。一応、そういうことです。

○木村委員 じゃあ、今の件は保留になっているようなので、全然別件でいいですか。

○森田委員長 今回の件は保留として、先に進めます。どうぞ。

○木村委員 質疑しちゃうと検証ができなくなっちゃうのかな。続けちゃって大丈夫かな。

昨今というか、直近なんかでいえば、これ全く違うテーマでありますけども、例えば、小・中学生のタブレットなんかを他市との共同購入、共同調達なんかをして、それで経費を節減しているという取組が始まっていますが、こういう防災備蓄品なんかも、他市とは多少の備蓄する品目の前後、違いとか、人口によって、量とか違いはあれど、基本はほぼ一緒のような気はするんですよね。そういったことを考えると、多分、他市も同じように、期限が迫ったものに関しては、そういう訓練やイベント等で配布をして、また新たに調達してという繰り返しを、どこの自治体でも多分行ってるんだらうということを考えれば、こういう調達も、他市との共同調達によってコスト削減できるという可能性はあるんでしょうか。できな

いんでしょうか。今回だけでも八千何百万円ですから安くはないわけで、これがずっと続いていくものでもありますし、単年度でこれだけですから、コスト削減の手法としては、タブレットの共同調達の様子と同様のやり方というのは、どれだけ下がるかというのは、もちろんこの防災備蓄品ではやったことがないから分かりませんが、検証の上、そういうスケールメリットによって可能であるならば、私はそういうこともやるべき、考えるべきかなと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○佐藤契約管財課長　　まず、仕組みとして実現可能かどうかという点で、私のほうからお答えします。

例えば、デジタルのタブレットなんかは、ほかであるのかなどは、ちゃんと調べていないんですが、多分あると思いますので、仕組みとしては可能かなとは思いますが、今、私の頭の中では、これまで国分寺市では共同購入というのはなかったのかなと思います。ただ、仕組みとしては可能なのかなと考えます。

○木村委員　　ないのは承知はしているつもりで質疑しているんですけども、ないがゆえに、額も額で、安からぬ額でもありますし、他市も同様の備蓄を、完全にイコールでなくても、していると思います。でも、これだけの品目、25品目を、最終的にまとめて一括して調達をするということであれば、多少品目がずれていても、多分、入札にかけても大きな問題にはならないような、国分寺市では備蓄品としていないものを他市ではしていますよということも幾つかは出てくるんだと思うんですよ。それで25品目じゃなくて30品目になったりだとか、そういったこともあると思うんですけども、でも、そのくらいの話なのかなと推察はしてまして、ただ一方で、スケールメリットによって、よりまとめて調達をすることによって、経費節減の効果ということも、タブレットの事例なんかを見ると、可能性はあるのかなと思っています。今、御答弁では、仕組み上、可能かどうかということでは可能だと考えているようですので、取りあえず、今ここは令和7年分の備蓄品の購入の議案になっている段階でもありますし、来年度以降の検討課題として、他市との連携、他市がどう考えるかということもありますので、情報共有していただきながら、近隣他市の考え方も探りつつ、じゃあ、一緒にやろうよという市があれば、そういったことも可能だと思いますので、その辺は研究していただいて、コストの削減にもつながるという見通しが立つのであれば、ぜひ、やっていただく方向で考えていただきたいなと思いますので、一言いただけますでしょうか。

○塩野目副市長　　今、御提案がありましたけど、コストの面では有効かなということでお伺いをしていましたけども、ただ、災害用の備蓄品、これは各市がそれぞれ独自に地域防災計画というのを定めています。その中で、各自治体の被害想定、あるいは避難者数、被害に遭われる建物の数、様々事情は違います。物資あるいは食料にしても、それぞれ年次的な計画で各市が進めていますので、この表にもありますとおり、期限切れのタイミングですとか必要なものというのは各市ばらばらかなというふうに思いますので、うまくマッチングされれば可能かとは思いますが、なかなか他市と共同で購入をするというのは、ちょっと厳しいのかなというふうには考えます。いただいた意見ですので、ちょっと受け止めさせていただきたいというふうに思います。

○森田委員長　　よろしいですか。

ほかにございますか。

○小坂委員　　簡単に、一点だけ確認をさせてください。

7番のおむつなんですけれども、今回は不足分ということで、大人用、細かく出していただきまして、ありがとうございます。赤ちゃん用について、今回のタイミングでは購入がないようなのですが、現状について確認をさせてください。

○柳川防災安全課長　　子ども用のおむつに関しましては、想定枚数が8,730枚と想定していますけれど

も、こちらのほうは、もう100%足りているということになっております。

○小坂委員　こちらもまた、どこかのタイミングで保存期限が来たら購入ということになるかと思えます。よろしく願いいたします。

○森田委員長　それでは、よろしいですか。ここで10分程度休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時38分再開

○森田委員長　それでは、委員会を再開いたします。

まず、先ほど保留していたところの答弁からお願いします。

○柳川防災安全課長　お時間いただき、ありがとうございました。

調査の結果なんですけど、まず最初にメーカーのほうを呼びまして、当該の商品を検査いたしました。その検査結果としては、トリクロロアニソールという物質が検出されて、これがカビ臭を放っているものということになっております。これは人体には影響がないものとなっております。

なぜトリクロロアニソールという物質ができたかということ、窪東公園の倉庫の端の、木製の壁のところのカビが発生し、その中にトリクロロアニソールが発生して、ペットボトルから中の水に臭いが移ったということになっています。

ペットボトル自体が、そういう臭いを通すものであるということです。それはどんなものでも、例えば芳香剤とか、そういう臭いが強いものの近くに置いておくと、その芳香剤とかの臭いも移ってしまうという性質があるものです。なので、今回、倉庫の角のところでカビが発生し、そのカビ臭が移ってしまったということになっております。なので、今後はやはり水の保管場所、そこは注意して保管していきたいと思っております。

○木村委員　分かりました。トリクロロアニソールという物質で、人体に害を及ぼす物質ではないけども、そもそもペットボトル、PET自体が、そういう物質を、芳香剤なんかも含めて、透過をしてしまう性質を持っているがゆえに、今回のような事象が発生をしたということです。肝腎なところは、人体に影響がないというところは、そこは明確におっしゃっていただきましたし、先ほど休憩中に新海委員ともお話ししましたけども、カビ臭のする水を配布された市民の方は、やっぱり飲まなかったということなんでね。いざ、本当に災害時となれば、水分の調達というのは非常に困難になるわけで、そこで配給されたものがカビ臭がしたからといって、水分補給をためらってしまった場合に、脱水症状等、逆の健康被害ということも懸念をされるわけですので、そういったところも含めて、今後、同じような事象が発生しないことを願いますけども、仮にそういうカビ臭が発生したとしても、人体に影響はないということで、避難所等で周知をしていただいて、まずは水分補給で脱水症状等の別の健康被害にならないようにということで、これは市の職員全体への周知もそうでしょうし、市民や各地域の防災会などにも周知をしていただくべきことなのかと思いますので、一義的には、そういった臭いが移らないところに保管をしていただくということなんでしょうけども、倉庫も物理的に限界がありますので、必ずしもそういう風通しがよくて、カビが絶対発生しないというところだけに倉庫があるわけではないので、そこは限界があるのでね。もし、そういったことがあったとしても、人体に影響はないと、安心してお飲みくださいということが言えるような体制は構築していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○森田委員長　よろしいですか。

今回、水でこういった事象が出ましたが、ほかにも多岐にわたる物品を管理されていますので、全体的に、今後のそういった備蓄品の保存や管理について、一言いただいて終わりたいと思います。

○柳川防災安全課長 先ほどもお話しさせていただきましたけれども、様々な備蓄品がありますので、適材適所じゃないですけれども、適した保存方法に努めたいと思います。

○森田委員長 ほかに質疑のある方は。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 それでは、ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○森田委員長 続きまして、報告事項を受けたいと思います。

報告事項1番 **事務事業評価の見直しについて**、報告をお願いいたします。

○清水政策経営課長 それでは、報告事項1番、事務事業評価の見直しについて、御報告をいたします。
資料No.1をお願いいたします。

1番、事務事業評価の現状と課題につきましては、事務事業評価は平成17年度から全ての事務事業を対象として実施してまいりましたが、事務作業量が膨大となっていること、また、法定受託事務などのように市に改廃等の裁量権がなく、形式的な評価にならざるを得ない事務事業が一定数存在することから、評価対象事業のスリム化を図りたいというものでございます。

2番、事務事業評価の見直しの方向性については、今後、一定の基準に該当する事務事業を評価の対象外といたしたいというもので、具体的な項目を2の(2)でお示しいたしました。

対象外事業とする項目としましては、①の法定受託事務のほかに、次ページの②として、障害福祉サービスや介護保険サービスなどのような、自治事務であります但法令により実施が義務づけられていて、市が独自に事業の縮小や廃止等を判断できない事務事業、③として、人事管理事務や法令等追録事務等のような市組織内部に限定した事務事業、④として、周年事業や国勢調査など継続性がない事務事業、⑤としましては、科目存置としている事務事業、最後に⑥として、公共施設の使用料の返還や国・都の補助金等の返還に係る事務事業、これらの①から⑥のいずれかに該当する事務事業を対象外といたしたいというものでございます。

続きまして3番、対象外となる事務事業数につきましては、こちら令和5年度の決算時のものではございますが、事務事業評価を行った652事業を対象に各課へ調査を行いましたところ、対象外となる①から⑥のいずれかに該当する事務事業は270事業となったことから、今後行っていきます令和6年度の事務事業評価におきましても、およそ4割程度のスリム化が見込めるのではないかと考えてございます。

最後に、4番につきましては、多摩26市におけます事務事業評価の実施状況となりますので、御参照ください。

事務事業評価の見直しについての報告は以上でございます。

○森田委員長 報告が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○鈴木委員 御報告ありがとうございました。今回、事務事業評価をスリム化したいということです。

この見直しの課題はもう既に記載されてあるとおりになんですけれども、改めて、この見直しに至った経緯について教えていただきたいと思います。

○清水政策経営課長 まず、前提としましては、新庁舎移転を契機として、または今後の少子高齢化等を見据えまして、新しい働き方、また業務改革、業務改善というのをより推進していく必要があるというふうに考えてございます。ですので、これからは、今までやっていたからそれでいい、これを継続していけばいいという考え方ではなく、費用対効果を考えまして、効果の小さいものはやめ、より効果の大きいものに力を注いでいく、こういった考えが必要になってくるというふうに考えています。

その中で、事務事業評価につきましては、現状、全事務事業を対象としていますので、非常に作業量が多く、職員の負担が大きくなっているという現状があります。

この事務事業評価につきましては、事業の成果を分析・評価を行うことによりまして必要性等を判断し、事務の改革・改善につなげていくものだというふうに考えていますが、今回、対象外とさせていただきました法定受託事務ですとか、自治事務ではあっても法令等で実施することが義務づけられている事業、こちらについては、市独自で、その必要性等の判断ですとか、また事業の縮小や廃止等を判断することができないというふうに考えてございますので、こちらについては対象外とさせていただいて、スリム化を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○鈴木委員 分かりました。そもそもの事務事業評価の意義についても、今、改めて答弁の中で教えていただいたと思います。

今回、①から⑥までの見直しの方向性が示されていますが、これはどういった基準で選んだのか、その辺はいかがでしょうか。

○清水政策経営課長 こちらは国分寺市の事務事業をざっと見て、全体を見て選んできたわけですが、先ほどの答弁と繰り返しになってしまう部分はありますが、法定受託事務ですとか法令等で義務づけられている事務というのは、事務事業評価において、例えば、改善ですとか、縮小とか廃止、スクラップという判断がしにくいものでありますので、そういったものは、まず除外させていただきました。また、それ以外にも、例えば、内部管理事務ですとか科目存置しているような事業、あと国の補助金ですとか公共施設の使用料の返還金、こういったものは、やったところで効果が非常に低い。そういったものについて、限定的に対象外というふうにさせていただきました。

○鈴木委員 分かりました。私も科目存置としている事務事業や法定受託事務に関しては見直ししていくということで、ある程度、理解できるなというものもありました。

一方で、市が独自に単独でやっている単年度の事業でしたりとか、あとは市の裁量が少ないけれども限定されている事務事業の中では、これは残したほうがいいのではないかなと思うようなものもあったかなと考えています。

それで、今回、270ぐらい、4割ほど事業評価をスリム化するという事なんですけど、それによって得られる効果というものはどのように想定しているか、教えてください。

○清水政策経営課長 こちらも冒頭で御説明させていただきましたけど、今回、事務事業評価の見直しの根本になっているところが、事務作業量が膨大ということで、その事務量を削減していきたいというところ

ろになっていますので、事務量の削減、業務改善というところが目的となっております。

○鈴木委員　そうですね、すみません。冒頭で御答弁いただいております。

270ぐらいの、4割ほどの削減ということで、かなり思い切った削減だなというふうには考えています。

少し違う質問にはなるんですけども、今回、この事務事業評価が、この4割ほどをスリム化することによって、改めて、なくなった4割ほどの評価というのは、今後どのような形でしていくというものになるでしょうか。

○清水政策経営課長　事務事業評価を活用しての行政評価を実施しないとしても、総合ビジョンの施策マネジメントシートによる評価ですとか、あと各課が個別に計画を策定しております、その計画における評価というのを毎年行っています。さらには、予算編成においては、当然、事業の成果・効果を検証して、評価していただいて、ゼロベースからの予算の積み上げを行っていただくこととなりますので、そういった総合的な評価によって補っていくというふうに考えてございます。

○鈴木委員　分かりました。市の考え方については分かったところです。

今回、この見直しについて調べていく上で、ホームページやオープナーでも記録を見させていただいたんですけども、直近5年度分の評価のみが、今、ホームページやオープナーで記載されているところです。今後もこれは5年分ということですか。遡ってもう少し見られるほうがいいのかなど思ったんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○清水政策経営課長　こちらは何年保存するかというのはあるんですけど、そこは今後、考えさせていただきたいと思います。

○はぎの委員　御説明ありがとうございます。私のほうからは、まず4番なんかを見ましても、多摩26市の中で、全事務事業を対象に、こういった事務事業評価を実施していただいているのが9市ということで、本市においても、この膨大な評価をするために、ずっと継続していただいていたということに対して、まずは感謝を申し上げたいと思います。

鈴木委員の質問の中でも、幾つか私も聞きたいことを確認できましたけれども、改めて、今回、市のほうで改廃等の裁量権がないような事業というのは大変多いんだなということは、その部分を理解させていただいたところであります。

その上で確認させていただきたいのは、そもそもの考え方の部分なんですけれども、事務事業評価の結果でも、事業縮小、廃止・中止という部分がありますけれども、こういったスクラップ・アンド・ビルドを行っていく中で、中には、廃止はせずとも、一部残して、何かの事業と合体させるというか統合させて続けていくようなものもあるかと思うんですけども、そういったものというのは、この事業縮小の中に入るのでしょうか。それとも、廃止・中止の中に数字としては計上されるのか、その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

○清水政策経営課長　こちら、現状、ほかの事務事業と統合する場合につきましては、廃止・中止の中に入っております。

○はぎの委員　廃止・中止の中の数字に反映されているということで確認させていただきました。ありがとうございます。そうしますと、縮小のほうには反映はされないということで、うなずかれていますので、確認をさせていただきました。分かりました。

今回、かなり膨大な、270事業が対象外となるということで、思い切った決断であったかと思っておりますけれども、私のほうとしましては、今回の見直し、こういった基準を設けるということは必要であろうとい

うことで理解はするところでございます。

確認したいところは確認させていただきましたので、以上で終わります。

○だて委員　そもそもなんですけど、この事務事業評価を平成17年度から、もう20年にわたってやっていただいているということなんですけど、この事務事業評価の目的はどこにあるんでしょうか。

○清水政策経営課長　まず、根拠というか、そこからの御説明かなと思うんですけど、国分寺市自治基本条例第30条になりますが、こちらでは、毎年度行政評価を実施し、その結果を公表し、政策の立案、予算編成等に反映させなければならないということが規定されてございます。それを踏まえて、国分寺市行政評価実施規程において、個別の行政評価の実施について必要な事項を定めているところでございますので、そういった自治基本条例、ここの規定の目的で実施しているものというふうに考えてございます。

○だて委員　要するに、市民に対して、しっかり今、市がやっている事業というものにはどういうものがある、どのように市の中で評価をして、現状も含めてお伝えしていくという部分の評価が見える。この事務報告書の中でも市民に見ていただけるような形であろうかと思っておりますので、そういった部分も大きなところなのかなというように思っています。

一方で、先ほどからおっしゃっているように、膨大な事務作業量ということで、大変、市の職員の作業も大きいということで書いてあるんですが、この膨大な事務作業というのは、その部署によっていろいろ違うと思うんですが、そのプロセスも含めて、どういったものなのか、簡単に説明いただけますでしょうか。

○清水政策経営課長　こちらの事務事業評価につきましては、事務事業評価票という一枚物の用紙を作ることになるわけですが、これが年2回、評価を行っています。まず、決算が終わって、ちょうど今頃から決算を踏まえた評価を行います。それを、評価を踏まえて、今後どう見直していくかというのを考えて、予算編成のときに再度、どうしていこうかという評価が行われて、2回、評価を行うこととなります。この作業が、一定、負担になってくるというところでございます。

○だて委員　年2回やっていただいて、それを公表していただいているという形であります。どれぐらいの時間がかかっているとか、そういうのは多分、その部署とか、御担当の方によって、またいろいろ違うんだとは思いますが、それがあつた種、負担になっている部分があるということで、今回、スリム化をしたいというところは、そこは理解をするところであります。

一方で、先ほど最初に申し上げた、市民に対しての、どういった事務事業評価を市がしているのかというところを見ていただくという部分では、少し見えづらくなる部分も一部あるのかなというようには感じているんですが、特にその2番の自治事務のうち、裁量の余地が限定されている事務事業というところで、説明のところには、独自での事業の縮小・廃止等を判断することが困難であるため必要ないじゃないかということで説明がなされているんですが、PDCAとか、義務的にやっているとはいえ、縮小・廃止というのはなかなか難しいのかもしれませんが、より市民サービスに資するという目的の中で、先ほど政策経営課長も改善という言葉を一瞬使いましたけど、改善に向けて、今その事務事業というものが義務的なものであつても、よりプラスオンで何かできる部分があるのかもしれないというところを評価していくという意味での事務事業評価というところでは、この184事業のうち全てが該当するか分かりませんが、そういった性質のものも一部あるんじゃないかなというように思っているんですが、その辺も含めて、2番については184事業、全部やめてしまうということでは理解してよろしいのか、伺いたいのですが。

○清水政策経営課長　現状、こちらに該当するものにつきましては対象外としたいというふうにご考慮して

ります。

○だて委員 全部一律で、そういう形の事業についてはやめるということであります。

先ほど申し上げたように、やめること、スリム化することについては私も別に異論はないですし、この①から⑥までの中身を見ていくと、科目存置とか、法定受託事務とか、どうしようもないところもあると思いますので、そういったところはどんどんスリム化をして、マンパワーをほかのところに使っていただきたいというふうには思っているところではありますけれども、一定、②なんかは今、一律、そういった引っかかるところは、全部ばさっとやめるというふうに捉えたんですが、その中でも、何か評価をすることによって、今後の事業の継続をしていく上で、市民に対してプラスに働く評価といったものも少なからずあるんじゃないかなというように思っているんですが、一つ一つの事業を全部精査しているわけじゃないので分かりませんが、もう一度確認なんですが、そういった考え方ではなくて、もう単純に、引っかかるものは全部やめるという形だと、そう捉えてよろしいでしょうか。

○清水政策経営課長 該当するものについては一律で対象外としたいというふうに思っています。

先ほども説明したんですけど、この事務事業評価を実施しないとしても、当然、予算編成のときには評価をして、ゼロベースから予算を積み上げていくことになりますので、別に全く評価をしないわけではないと思います。また、こういった義務的な事業というのは、結構、個別の計画があったりします。例えば、障害者計画とか、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、こういった計画においても、当然、実施計画等があって、目標値があって、毎年、実績評価というのをしていますので、そういったものを総体的に考えて、行政評価とは言わないですけど、評価をしていきたいというふうに考えてございます。

○だて委員 分かりました。一定、そこでほかの形で評価をしているということであります。

最初から言っているとおり、市民にどう、しっかり見てもらえるかと、その評価の部分を市民がどこで判断、確認していただけるかといったところも観点としては必要ですし、今の事務事業評価であれば、一定分かりやすいところで一覧になっているかと思うんですが、それが個別の評価という形で、どこにあるか分からないということだと、なかなか市民に見てもらいづらいのかなというところも思っていますので、そのあたりはまた、今後ちょっと進めていただいて、どのような形で効果的に、効果的にと言うとあれですけど、見ていただける形を取れるのかというところは考えていただきながら、削った分はしっかり今後も確認してもらえるような工夫が必要かなと思いますので、その辺はぜひ要望したいなというふうに思っていますので、一言答弁をいただいて終わりたいと思います。

○清水政策経営課長 確かに、委員のおっしゃるとおり、今、いろんな計画があって、いろんな評価をされていますけど、それがぱっと見て分かるようなところというのはないかなというふうに思っていますので、市民に対する見せ方、そういったものは考えさせていただきたいと思います。

○森田委員長 ほかにございますか。

○木村委員 限られた職員の中で、非常に事務量が膨大だということも理解はしますし、法定受託事務だとか科目存置、あるいは継続性がない、この辺はよく分かります。

今、②は、だて委員のほうから御議論があったので、⑥もいいかな。

ちょっとお聞きをしたいのは、③の、市組織内部に限定している事務事業ですよ。これはむしろ逆に裁量権はあるわけで、裁量権の塊みみたいなもので、平たい言葉で言えば行政改革という、いわゆる行政組織内部の改革に資するか否かというところを検証すべき対象なのかなと思っておりまして、そういう意味では、①、②、④、⑤、⑥は理解できるんですけど、私、③は、これは入れるのが正しいのかどうかと

いうのはちょっと疑問なんですけども、その辺どうお考えなんですか。

○清水政策経営課長　こちらについては、具体的に例えばどんな事務事業かという、職員の人事管理、福利厚生とか被服貸与規程、あと法令等の追録、文書事務、国庫支出金の返還金、基金積立て、予備費充当、こういったものが主なものになってきますが、こういったものについては、事務事業評価票を用いた評価を行わなくても、日々、当然、先ほどから申し上げている予算編成の中で、きっちり評価していただいて、ゼロベースから積み上げるということをやっていると思いますので、そこについては対象外にしたいというふうに考えたところでございます。

○木村委員　今、政策経営課長のほうで、多分、例示として幾つか挙げられたんだと思うんですけども、先ほどのだて委員の御議論じゃないですけど、この対象は市組織内部に限定している事務事業全てなんですか、この69というのは。

○清水政策経営課長　現時点では、こちらの各担当課に調査をかせさせていただいた結果なんですけど、それを全て載せているという形になります。

○木村委員　これがこの69に入るのかどうか分からないんですけども、例えば、これまでの議会でも繰り返し議論の対象になったりして、その中で問題の指摘なんかもあったりするの、例えば、職員研修事務事業ってありますよね。これは職員の研修ですから、市組織内部に限定している事務事業に該当するような気もするんですよ。ただ一方で、今、前段申し上げたように、研修の在り方であったりだとか、研修のテーマであったりだとか、この部分というのは非常に多くの議論が毎年されている要素でもあるわけで、じゃあ、例えば、そういうのも入っているのかということもちょっと疑問に思ったりもしているんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○清水政策経営課長　職員研修事務事業については、こちらのほうに入っております。

○木村委員　だから、そういうのは、私は残すべき課題もあるわけだし、課題も指摘もされているわけだし、一律、ここを、③に関しては全部というのは、ちょっと私は理解ができませんよね。

今はもうないんですけども、かつてなんかは、研修のやり方の一つとして、職員からこういう研修をやったのでということで、職員から主体的に申告をしてもらってというようなので、例えば、本当にこれ、市の職務として何か資する研修なんですとかというようなものまで含まれていたわけですよ。記憶では、例えば、フラワーアレンジメント講習とかね。だから、それがいわゆる出張扱いなのか、公費で研修の受講料を支払われているのかというのは、ちょっと今、覚えていませんけども、そういった問題なんかも、かなり以前に指摘もされているような、そういうテーマでもあるわけだし、冒頭申し上げているように、ここは裁量権がある部分で、①、②、④、⑤、⑥とは趣が明らかに違うものだと思うんですけど、だから、この③は考え直していただくべきかなと思うんですけど、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○清水政策経営課長　こちら③については、当然、事務事業評価になじまないものもあるものとは考えています。ただ、今、委員がおっしゃったとおり、一部については、事務事業評価票を用いた評価も必要じゃないかということもあるのかもしれないので、ここは基本、项目的には残したいと思っておりますが、その中で、その対象外から外すもの、そちらについては検討させていただきたいと思っております。

○木村委員　分かりました。

例えば、ほかにも庁舎維持管理事務事業なんていうのも、これも市組織内部に限定しているものかなと。庁舎、いわゆる躯体そのものの管理の問題で。

ここなんかでいえば、例えば電気代とか、光熱水費の関係ですよ。毎年の事務報告書には掲載をして

いただいて、この新庁舎になって、ZEB Ready 認証を取得されて、電気使用量であったりだとか、その料金であったりだとか、今の時代においては非常に注目をされている部分でもあるし、そういったところを検証していく。確かに、それそのものは、市組織内部で完結している問題なのかもしれませんが、市民からも注目をされるテーマでもあるわけで、今、1つ目は研修のことを言いましたけど、そうやって幾つかあるんですよ、ちょっと引かかる部分がある。今、考える部分は考えていただけるという御答弁でしたので、そこは適切に、本当に事務事業評価をする必要がないものと、ここは市民からも注目を浴びる部分であると、あるいは中身についての精査が必要だという部分に関しては、従前どおりの事務事業評価の対象に、ぜひしていただきたいと思っておりますので、一言いただけますか。

○清水政策経営課長 委員のおっしゃった点につきましては、こちら内部で検討させていただきます。

○木村委員 あと一点、この事務事業評価でお聞きします。

その前に、今、事務報告書を持ってきたら、今日のこの委員会資料では平成17年度から全ての事務事業評価を行っているとして書いてあるんだけど、事務報告書には平成16年から全ての事務事業評価をやっていると書いてあるんだけど、これ、どっちが正しいのですか。（「何ページですか」と発言する者あり）ちょっと待ってね。事務報告書の一番最初のページに書いてあります。4番です。

○清水政策経営課長 こちらにつきましては、ちょっと書き方が違うんですけど、言っている意味としましては、平成16年度決算の事務報告書から全事務事業を対象としているということで、私の作った資料は、平成16年度の評価をしたのが平成17年度だったので、平成17年度からというふうに書かせていただいたんですけど、多分、こちらの事務報告書は平成16年度決算の事務報告書なので、平成16年からというふうになっているというふうに認識します。

○木村委員 決算年度と、その決算を審査したりとかというのが1年ずれますので、その部分だということね。

ごめんなさい、お聞きしたいのはそこじゃなくて、そもそも事務事業評価そのものが事務事業評価の対象になっているんですよ。事務報告書なんかも、直近で発行されているものは令和5年度版のものですけども、行政改革事務事業というところに、事務事業評価及び施策の評価を以下のとおり云々ということで、要は事務事業評価そのものが事務事業評価の対象になっているというつくりなわけで、今回、これがスリム化をするということに当たっては特段触れてはなくて、むしろ拡大・拡充になっているんだよね。その整合性というのはどうお考えになっているのでしょうか。

○清水政策経営課長 こちらは行政改革事務事業になりますので、事務事業だけじゃなくて、当然、別の総合ビジョンの施策マネジメントシートの評価ですとか、あと行政改革ということで、昨年、国分寺市の業務改革プロジェクトとか、そういったいろんなものが入っている中で、全体的に拡大というふうにしていくというところでございます。

○木村委員 それは分かっています。今、目の前に事務報告書があるので。幾つか入っているのも分かっていますし、大きくは6項目、この行政改革事務事業には挙げられている中で、その中の③が行政評価の実施というタイトルで事務事業評価が入っているわけですよ。拡大・拡充ということは触れたんだけど、要は、今後の進め方として書かれている部分には一切触れてはいないわけですよ、今回の御提案の部分というのは。だから、そこでの整合性はいかがですかという質問です。

○清水政策経営課長 確かに、こちらの、去年のちょうど今頃作った事務事業評価には書いていませんが、その後、政策経営課内で検討を重ねた結果、この事務事業評価の見直しが必要になったというところで、

今回の提案をさせていただいているという状況でございます。

○木村委員　だから、あくまでもここは今後の進め方なわけであって、今後を見据えて書かれているはずなんですよね。今の御答弁がまかり通ってしまうと、全て「いや、直近の事務報告書が発行されて、事務事業評価がなされた後が変わっちゃいました」という言葉がまかり通れば、それそのものが形骸化しかねないし、今回の御提案をするのであれば、今後の進め方として記載をしているんだから、先を見通して、この時点で書くべきだったし、今の御答弁のように、その後でということでおっしゃるのであれば、じゃあ、そんなに深くは検討しないで、言葉悪く言ってしまうと、拙速に提案してきたのかなとも取れちゃうわけで、十二分に時間をかけてということではなくね。要は、直近の事務事業評価、あるいは事務報告書が出た後に、今日に至るまでの間で急いで出したというようにも見えちゃうわけですよ、見え方としてはね。だから、今後の進め方として、ここには触れられているわけですから、ここには記載すべきで、その上で今回の提案ということであれば、時系列でも整合性も取れるし理解もできるんですよ。その辺、いかがお考えでしょうか。

○清水政策経営課長　大変申し訳ありません。こちらの今後の進め方なんですけど、下から3行目から、事務事業評価についてはということになっていまして、着実なPDCAサイクルによる事業の評価と見直しを行い、適切な事業展開を実現していくというところで考えてございます。

○木村委員　いや、ここを読んでいきますけど、今日の報告事項としての御提案はもう明確なわけですよ。今まで全項目の事務事業評価をやっていたけども、事務事業評価をすることが事務量としては膨大で、一方で効果が薄いものに関しては対象から外したいということで明確におっしゃっているわけですよ。それこそ見直して言葉を入れちゃえば、何でもかんでもここに無理やり当てはめようと思えば、できなくはないわけで、今の御答弁はちょっといかなものかなと、言い訳に聞こえちゃいますよね。

私は今回の見直しをするなという立場ではなくて、さっきも申し上げたように、③はちょっと課題はあるとは思っていますけども、それを除いて、①、②と④から⑥は同意はしているわけですよ。ただプロセスの問題を申し上げているわけで、それを今みたいな御答弁をされると、それこそ事務事業評価そのものの信頼性を毀損するような御答弁になりかねないなって思って聞いているわけで、そこは再度の御答弁をいただきたいと思います。

○清水政策経営課長　こちらの事務事業評価は、委員のおっしゃったとおり、そんな簡単なものではございませんし、しっかり評価して、ここに位置づけたものをしっかりやっていく必要があるというふうに改めて思いましたので、今後はしっかり事務事業評価というのをしてまいりたいと思います。

○木村委員　多分、これは政策経営課だけで判断してということでもないテーマなのかなと。それこそ全ての所管にわたる、全ての事務事業評価に係っての在り方の見直しですから、なかなか政策経営課長の答弁では、そこが限界なのかなと。ちょっと言い直してはいただいたんですけども、しかるべき方の御答弁を再度お願いしたいと思います。

○村越政策部長　事務事業評価をどういう方向に持っていくかというのは、まだまだ検討の余地はあると考えてございます。今後も皆さんにいただいた御意見をしっかり踏まえまして、分かりやすい、よりよいものにしていきたいと考えてございます。

○森田委員長　よろしいですか。

ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

○小坂委員　簡単に何点かお伺いしたいと思います。

これまで様々質問がありましたが、膨大な作業をしていただき、ありがとうございます。対象外事務事業項目の②のところは、先ほど質問がありましたけれども、例えばどんなものがあるのか、幾つか挙げていただけますでしょうか。

○清水政策経営課長　こちらにつきましては、市税賦課徴収事務ですとか住民基本台帳事務、あとは国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、障害福祉サービス、こういったものが入っております。

○小坂委員　ありがとうございました。様々、施策の総合ビジョンの評価のシートなどもありますので、大体ができるのかなというふうには思っているところです。

④の多摩26市の状況についても調べていただいています、こちらも多いところは全事業をやっているのが9市あるというところなんですけれども、少ないところですか、一部とありますが、近隣他市の状況をお調べのようでしたら、こちらも教えてください。

○清水政策経営課長　こちら、他市において事務事業評価の対象外とする事業は様々でございますが、例えば、御紹介させていただきますと、国や都の補助事業ですとか、法令等により市に裁量の余地がない事業を対象外とするケースですとか、あと法定受託事務、内部管理事務を対象外とするケース、あとは、総合計画の政策指標と直接かつ密接に関連する事業を抽出しまして評価を実施する事業、あとは、改善・見直しが必要な事務事業を抽出しまして行政改革推進本部で対象事業を選定するなど、様々な基準で行っているということを確認してございます。

また、この評価を行う事業数についても、10から30程度までに絞っている自治体が一定数ある一方で、数百の評価を行っている自治体もあるということで、この基準の取り方によって、様々な状況になっているという状況でございます。

○小坂委員　ありがとうございました。10から30に絞っている自治体もあるということですね。

先ほどの議論にもありましたけれども、事務報告書、こちらについては、予算特別委員会や決算特別委員会の質疑の資料として大変重要なものだと考えております。資料の冒頭の現状の最後のところに、今後の進め方については事務報告書にも転記とあります。今回、削減を考えている事業については、事務報告書の記載欄はどのようにすると検討をされているのか、お伺いします。

○清水政策経営課長　現時点におきましては、対象外となった事務事業については、この事務報告書への記載もなくなるというふうに考えてございます。

○小坂委員　そこについては再度御検討いただければと思います。その部分、拡大・拡充から廃止・中止までチェック欄がありまして、大変参考になりますし、所管の課長のコメント等が、事業を把握するために大変分かりやすい資料となっておりますので、ここについては再度御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○清水政策経営課長　ただいま御意見をいただきましたので、例えば、対象外となった事業の事務事業評価自体は行いませんが、当然、評価はしていただいて、事務報告書に評価結果を書いていただくということは一つの方策だというふうに考えてございますので、そこは検討課題とさせていただきたいと思っております。

○森田委員長　よろしいですか。

ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長　ないようですので、報告事項1番を終わります。



○森田委員長　　続きまして、報告事項2番 **会計年度任用職員の任用制度の見直しについて**、報告をお願いします。

○増田職員課長　　それでは、報告事項2番、会計年度任用職員の任用制度の見直しについて御説明いたします。資料No.2、職員課提出資料をお願いいたします。

1、概要でございます。

従来、当市の会計年度任用職員の1会計年度の任期が満了した後の公募によらない再度の任用につきましては原則4回までとしてきたところですが、令和6年度に国の非常勤職員であります期間業務職員の公募によらない再採用の上限回数が廃止されたことを受け、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルが改正され、当市においても人材の流出等の人材確保の実情に鑑みまして、公募によらない再度の任用の上限回数を撤廃いたします。また、人事評価結果の勤勉手当への反映を実施いたします。

次に、2、公募によらない再度の任用の見直しでございますが、資料中段にあります図に基づきまして、御説明いたします。

上段が現行となりますが、まず最初に、当市の会計年度任用職員になるに当たっては、採用試験を受験し、合格し、任用が始まる形になります。その後、翌年度の任用につきましては、毎年度の人事評価結果により、再度の任用の可否を決定し、翌年度に再度の任用をするという流れになっております。

この再度の任用の回数が、今までですと、図にありますとおり、原則上限4回となっておりますが、5年間勤務した後も会計年度任用職員として勤務を続けたい場合は、5年目と6年目の間にありますとおり、再度、試験を受けていただく必要がございました。

続いて下段、変更後の図を御覧ください。まず最初、新規で会計年度任用職員になりたいという場合については、採用試験を受験し、合格し、任用が始まるころは同様でございます。また、任用期間が年度ごとである点、それから毎年度の人事評価結果により再度の任用の可否を決定する点も変更はございません。変更点といたしましては、公募によらない再度の任用の上限回数を廃止することによりまして、5年目と6年目の間のところ、5年を経過した段階で勤務を継続する場合に再度試験を受ける必要なくなるという形になります。

最後に3、人事評価結果の勤勉手当への反映でございます。会計年度任用職員の人事評価につきましては、現行の2段階評価から4段階評価に見直しを行い、その人事評価結果を勤勉手当の成績率に反映することを予定しております。反映時期につきましては、令和7年度の評価結果を来年度の令和8年6月期の勤勉手当から適用することを予定しております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○森田委員長　　御報告ありがとうございました。

質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○木村委員　　当該の会計年度任用職員の方々におかれては、よい改正につながるのかなと思っておりますけれども、お聞きしたい部分としては3番の人事評価の勤勉手当への反映の部分です。これは正規職員と同じやり方になるという判断なのか、そこともまた違うのか、その辺の御説明をいただけますか。

○増田職員課長　　こちらの人事評価につきましては、正規職員と似たような制度というような理解になるかと思えます。評価につきましては4段階評価とありますが、AからDの4段階評価となりますので、そういった評価の段階が違うというところが一点ございます。項目、評語の段階が違うというところもございまして、その結果を勤勉手当に反映するというところは同じでございますが、勤勉手当の配分方法につ

いては、正規職員とは違うというところがございます。

○木村委員 では、そこを説明していただけますか。

○増田職員課長 正規職員につきましては一律拋出をいたしますが、会計年度任用職員の勤勉手当への反映については、成績の下位の者から拋出していただいて、それを最上位のA評価の者に配分するというような違いがございます。

○木村委員 下位というのはB以下というのかな、C以下というのかな、下位というのはどこまでの範囲なのでしょう。

○増田職員課長 下位の評価についてはC評価、D評価の者となります。

○木村委員 そうすると、Bの方は現状維持ということですね。正規職員の場合はほぼ、該当者はいないと思うんですが、これにプラスしてSという評価があるので、正確に言うと正規職員は5段階評価ですね。実質S評価の人はいないという認識……（「います」と発言する者あり）いるのですか。ああ、いるんだ。昔と違うんだ、Sが現れてきているんですね。なるほど、失礼しました、最近はいるようです。正規職員は5段階で、会計年度任用職員に関しては4段階ということで、全員から拋出ではなくて、会計年度任用職員の場合には下位の評価であった方からの拋出を原資としてA評価の方に配分して、そこで勤勉手当という部分の中身に差異をつけると。これは能力という見方もあるかもしれませんが、私としては、もし下位になってしまった方におかれては、より高いモチベーションを持って、次は頑張るより上の評価を得ようというところにぜひつなげていただきたいなという期待、これは正規職員も同じなんですけども、そういった運用がモチベーションアップ、もともと高い方はそれを維持しようというモチベーション、低い方は上げていこうと、そういうところにつなげていっていただきたいなと思っていますので、ぜひ、その趣旨も含めて会計年度任用職員の方々にもお伝えいただければと思いますので、よろしくお願いします。終わります。

○森田委員長 ほかに。

○はぎの委員 御説明ありがとうございました。私からは、1番の概要にも記載していただいていますけれども、令和6年度に国の期間業務職員の公募によらない再採用の上限回数が撤廃されたことを受けてということがございますけれども、そもそもの確認なんです、国としては撤廃した理由はどのように御説明されていたのでしょうか。その点は今回、市のほうでもそろえたということなので、一応その部分を念のため確認させてください。

○増田職員課長 国の資料によりますと、有効求人倍率の向上ということで、国の非常勤職員においても人材確保が困難な状況になってきているということがございます。

それから、資料を見ますと、国のほうでせっかく経験を積んだ方が、上限回数があることによって他へ流出してしまうというような問題も出てきているというような状況で、今回、国において上限撤廃の見直しがあったと認識してございます。

○はぎの委員 分かりました。大変分かりやすい御説明をありがとうございました。

それとともに、本市においてなのですが、これまで原則4回という上限があって、それで再度5年目から6年目の間で試験を受けたいという方というのは、直近のデータで分かる範囲でいいんですけれども、どのぐらいの割合の方がそれを御希望されていらっしゃったのか、その辺も御説明いただけますでしょうか。

○増田職員課長 こちら令和6年度から7年度にかけて再受験を希望された方については、任期が満了に

なる方の割合から言いますと、再受験された方は約9割となっております。

○はぎの委員 9割ということで、想像以上に多くの方が希望されているんだということで確認させていただきました。

そうしますと、今後こういった試験が撤廃されるということで、先ほど冒頭に職員課長から御説明のありましたとおり、当然これまでの知識、経験を積み重ねた人材をしっかりと確保していくというような部分でも大変重要だとは思いますが、こういった公募の人数にどの程度影響が出てくるのか、若干名であったものがある意味ほぼなくなるというか、その辺はどのように想定されているのか確認させてください。

○増田職員課長 現在、募集人員については、確定していない場合は若干名と記載させていただく場合が多いんですが、今回、上限回数を撤廃することによって、当然任期が終わって再度任用を希望するという場合については試験を実施する必要がなくなりますので、原則公募というスタンスは変わりませんが、仮に他のところに転職するというような場合については欠員補充という形で試験を実施するという流れに変わろうかと思えます。

○はぎの委員 欠員補充という形での実施ということで確認させていただきました。ありがとうございます。

最後になりますけれども、先日の一般質問でも、たしか星議員から会計年度任用職員のそういった質問があったと思うんですが、その中で、あのときはたしか、具体的には特別支援学級の介助員のことだったと思いますけれども、ああいう教員免許といったものが、受験の必須条件だった方が、ある意味、一定常に確保できているというような状況が担保されていくかなというイメージではあるんですが、それに伴って、今後、会計年度任用職員が採用され続けていくことによって、年齢がどんどん上がっていくようなところも予測されているのかなと。私はプラスに捉えているといいますか、現在は60代後半でも70代でも、本当にお元気な方は大変多くいらっしゃいますし、本当にそういった能力、経験といった部分でしっかりと御協力いただくというか、それは大変重要なことであると思っているんですけど、そういった年齢の引き上がりに関しての予測の部分についても、どのように考えていらっしゃるか確認させてください。

○増田職員課長 現状の年齢構成につきましては、概算になりますけど、60歳以上の方については全体で約3割の方がいらっしゃるという状況でございます。もちろん、例えば民間を経験された方が、市の公の仕事で今度は地域に貢献したいという志望動機を持たれて採用させていただいている方もいらっしゃいます。こちらは年齢にかかわらず本人の能力といったところを見極めさせていただいて、そういった方の経験や知識を市政に反映できるような形で、そういった人材は積極的に採用していきたいと考えてございます。

○はぎの委員 明確に御答弁の中で年齢にかかわらず本人の能力といった表現も御答弁いただきましたので、その点が本当に一番気になるところでございましたので確認できました。ありがとうございます。

○森田委員長 ほかにございますか。

○小坂委員 日本自治体労働組合総連合のほうで、会計年度任用職員再任用の上限見直しの検討状況の調査という全国調査が行われていました。昨年10月末から12月上旬にかけて行われていて、401の自治体が回答したとのこと。これを見ますと、もともと上限がなかったというような自治体も25.9%とのことですが、法的な縛りがない中で、本市がこれまでこういった上限を設けてきた理由についてお示しください。

い。

○増田職員課長 会計年度任用職員制度につきましては、総務省より、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルというものが提示されてございます。当市におきましても、嘱託職員制度から会計年度任用職員に移行する際には、このマニュアルに基づいて制度設計してきたところでございます。会計年度任用職員制度の前の制度、嘱託職員制度については、呼び名が異なりますけれども原則更新4回までということで5年間の任期といたしますか、再受験をしなくても5年間ということで運用してきたところでございます。当市の会計年度任用職員制度の導入に当たりましては、先ほど申し上げた導入マニュアル、それから、それまで行ってきた非常勤任用制度に基づきまして、会計年度任用職員制度についても上限4回というところで制度設計してきたというところでございます。

○小坂委員 ありがとうございます。先ほどのはぎの委員との質問で、再受験される方が9割いるというようなことではありましたが、これまで嘱託職員制度の頃から5年目と6年目の間に試験が行われていたことで、本市においても一定の人材が流出してしまったというようなことについては、御担当としてはどのように見ていらっしゃいますでしょうか。

○増田職員課長 今回の国の見直しの前になりますけれども、多摩地区で申し上げますと、上限回数を設けていた自治体のほうが多かった状況でございます。昨年、国の方針が変わったことを踏まえまして、多摩地区でも約半数が上限を撤廃したという動きがございます。国の方針の転換、それから昨今、人材確保が難しくなっているということで、状況が従前から変わってきているところもございますので、そういった貴重な人材確保、それから当市で経験を積んでいただいている方の人材流出の防止という観点で、今回、このような形で見直しを行ったと考えてございます。

○小坂委員 分かりました。会計年度任用職員の方は、専門性を持った方が多数現場で働いていらっしゃると思います。長く本市で働いていただけるように今回の制度の見直しがされると思われまますので、ぜひ、引き続きよろしく願いいたします。

○森田委員長 ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 ないようですので、以上で報告事項2番を終わります。



○森田委員長 続きまして、報告事項3番 **戸籍への氏名の振り仮名の記載について**、御報告をお願いいたします。

○桑田市民課長 それでは、報告事項3番、**戸籍への氏名の振り仮名の記載について**、御報告いたします。戸籍法の一部改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日が令和7年5月26日に決まりまして、戸籍へ氏名の振り仮名が記載されることになりました。こちらは市民への影響が大きいことから、現状について御報告いたします。概要につきましては、令和6年第3回定例会の総務委員会で御報告しているところでございますが、変更点や新たに判明した点を中心に、資料に沿って御報告いたします。

資料No.3を御覧ください。まず、1番目の背景につきましては、前段で申し上げました改正法の施行日が令和7年5月26日となりまして、この日から戸籍への振り仮名の記載が始まります。

2番目の方針の変更につきましては、戸籍への振り仮名の記載は、市区町村が把握している振り仮名を、対象者の本籍地の市区町村が通知をいたします。昨年御報告した時点では、戸籍の記載事項であることか

ら、通知の内容が本人の認識と一致している場合も、または一致していない場合も、市区町村へ届け出ることを原則としていると御説明させていただきました。しかし、資料に記載させていただいているとおり、法務大臣から新たな方針が発表されまして、振り仮名が本人の認識と一致している場合は、期間内に届出をしなくても、通知の振り仮名が記載されることを周知、また案内するというようなことになりました。変更となった理由といたしましては、市区町村職員の事務処理の負担軽減を図るためということでございます。これが大きな変更点となっております。

そして、3番目の届出につきましては、通知の振り仮名が本人の認識と一致しない場合につきましては、マイナンバーカードを所有されている方につきましてはマイナポータルからの届出をお勧めいたします。そして、マイナポータルから届出ができない場合につきましては、郵送または市区町村の窓口で届出をしていただくということになります。

4番目の今後の流れにつきましては、市区町村は、令和7年5月26日に戸籍システムから対象者を抽出いたします。ここから通知の作成を進めてまいります。本市から本籍人への通知発送は、令和7年8月上旬を目指しているところでございます。データ抽出通知の発送は、戸籍システム会社へ委託する予定でございます。

振り仮名の届出は、令和7年5月26日から令和8年5月25日まで受付を行います。そして、令和8年5月26日以降につきましては、振り仮名の届出がなかった方に順次、本籍地の市区町村長から通知した振り仮名を戸籍に記載いたします。我々は職権記載と呼んでいるものになります。

5番目の振り仮名の変更につきましては、振り仮名の届出を行いまして戸籍に振り仮名を記載された後、氏名の振り仮名を変更したい場合は、こちらは家庭裁判所の許可が必要となります。振り仮名の届出を行わず、本籍地の市区町村長によって振り仮名が記載された方の場合は、1回に限りまして、家庭裁判所の許可なく、市区町村長への届出のみで変更が可能となります。

そのほかにつきましては、2点ございます。まず、1点目につきましては、なかなかはっきりとしておりませんがコールセンターについて、法務省が5月26日から開設するという連絡が入っております。

2点目につきましては、振り仮名の促音、これは小さい「っ」の表記、それから拗音といまして小さい「ゃ」・「ゅ」・「ょ」についてなんですけれども、本市が従前使用しておりました住民記録システムにおいては検索用として振り仮名を職員のほうで振っておりましたが、今、御説明した拗音、促音の区別が、システム上、できておりませんでした。そのため、全て大きい文字で登録させていただいたところがございます。そして、本人の確認と違う振り仮名の通知が届くこともございますので、我々のできる範囲で、このまま放っておいているわけではなくて、可能な範囲で修正は行っているところでございます。ただ、懸念されることとして、今申し上げたとおり、場合によってそういう通知が届く方もいるのではないかとということも想定しているのを御報告させていただいております。

資料の最後になりますが、別紙として通知のイメージを添付させていただいております。お送りする通知にどのような内容が記載されているかが分かるようにお示しさせていただいております。通知は圧着式のはがきを考えております。このイメージについては、あくまでも表面とだけいただければよろしいかと思っております。その裏面については、何を記載するかというところはまだはっきりと確定してございませんのでお示しできていない状態ではございますが、一定程度のQ&Aや届出の方法、それからマイナポータルへの届出の説明、もしくは二次元コード等を載せていきたいというところで今、考えております。

あと、お示ししている通知のイメージなんですけれども、これは今後、作成に向けて若干レイアウト等の

変更が発生する可能性がございますことを御承知おきいただければと思います。

私からの御報告は以上となります。

○森田委員長　ありがとうございます。

質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○木村委員　ありがとうございます。5月26日ということなので、もうすぐですね。今日は5月20日だから、6日後です。これは政令によって5月26日と決まったんだと思うんですけど、この政令はいつ出たのですか。

○桑田市民課長　すみません、詳しい日程を確認させていただきたいと思います。

○木村委員　分かりました。では、そこはお調べいただいて。でも、2ページの4の③に、令和7年5月26日から届出を受け付けると書いてあるんだけど、結局、この発送が8月上旬を予定しているということなので、その通知を見ない限りにおいて、自分の振り仮名が合っているかどうか、役所が認識しているものと自分が認識しているものとの突合ができないので、ここには5月26日から受け付けますとはなっていますけども、この通知が届かない限りにおいては、実質はできないという認識でいいのかな。

○桑田市民課長　おっしゃるとおり、本市の通知発送の時期といたしましては、今、8月上旬を目指しているところがございます。というのは、通知発送につきましては、データ抽出日が5月26日となっておりますので、そこからデータを抽出して通知の作成作業となるため、その当日には発送できないということになっております。

御質問の届出につきましては、法改正がございますので、御本人が、通知が届いていなかったとしても、こういう振り仮名で届出をしたいというものがございましたら、我々市区町村としてはお受けすることになります。

○木村委員　ということは、通知自体は8月上旬の予定なんだけど、窓口等でそれを待たずして「私の振り仮名はこうです」というやり取りが、手続というのかな、この8月上旬の通知以前に窓口で御対応をされるという、そういう答弁だったのかな。

○桑田市民課長　届出上、できるということになっております。5月26日から、通知が届いていない方としても振り仮名の届出はできるということになっておりますので、もしそういった方がいらっしゃった場合、我々はお受けすることになります。

○木村委員　5月26日を起算とすれば1年間の猶予はあって、なおかつその後、職権で振り仮名がつけられた後においても、1回に限り家庭裁判所の許可なく届出だけでできるという対応は一応あるんですけども、されど1年でうっかり忘れちゃう場合もあるし、早めに忘れないうちにといいことで届出を望まれる方もいらっしゃると思うんですけども、そうすると、冒頭申し上げたようにもう6日後なんです、これは。たまたま今日が総務委員会で、総務委員会の報告から起算して6日後ということだけなのかもしれませんけど、その辺の窓口対応の準備、来週からそういう方がいらっしゃるという体制はもう整っているという認識でよろしいですか。

○桑田市民課長　お受けする体制は整えていると考えております。

○木村委員　あと、これは一応通知イメージということで圧着はがきということなので、親展とは書いていますけども、郵便は、とかくこういう大量発送の場合というのは、この資料だと本籍人口9万5,068人全員に発送の事務をしたとしても、郵便事故等によって届かない場合というのものはないわけで、この辺というのは、これは国の法定受託事務になるのかな、国のほうから圧着はがきでと、いわゆる書留等で

はなくて圧着はがきでという指示が来ているということなののでしょうか。

- 桑田市民課長 指示とまではいかないんですけども、基本的にはこういうものを想定しているという提案をいただいている、それに沿って対応したいと考えているところでございます。
- 木村委員 法定受託事務であれば当然経費は国費10分の10だと思いますし、そもそも本籍地と氏名、振り仮名も（仮）になるんでしょうけども戸籍の記載事項を含んでいるというか、そういう中身のものでもありますし、この対応としては書留にはできないんですか、10分の10国費で。それが確実なのかなと、郵便事故もなくなるし。
- 桑田市民課長 おっしゃるとおり、この通知の発送費、郵送料は国費10分の10というか、上限がある想定事業費というものを示していただいて、補助金が交付される予定になっております。その算出が、特に今おっしゃった書留等の郵便料金ではなくて、今ある通常のはがきの郵送料というんですか、それをある程度まとめて送付する方式での算出となつてございますので、もしそれを書留ということになると、その分は市町村の負担ということになりますので、そこまでは法務省は指示は出していないところでございます。
- 木村委員 先ほどの保留の件は後ほど教えていただければと思いますが、その他の部分はこれで終わりますけども、足が出ちゃうと市が負担というのも、これは戸籍の記載事項の変更に関わる極めて重大な事務でありながら、普通郵便の郵便料金しか国が持たないというのは、これはちょっと違うんじゃないのかなと私は思ったりもしますので、市長会等がどう捉えられているのかというのはちょっと分かりませんが、やっぱりこれは国に対して物申すべきことなのかなと。時間はないんですけども、事後でも追加補助等で支出はできると思いますので、言うべきことは速やかに国に対して言うべきかなと思いますので、一言いただいて終わります。
- 桑田市民課長 戸籍事務は法定受託事務ということで、なかなか我々の裁量が入るところは少ないとは思いますが、可能な限り正確にこの事務が進められるように努めてまいりたいと考えてございます。
- 森田委員長 では、お昼なので、先ほどの保留分はまた後でということで、ここで午後1時30分まで休憩とします。

午後0時02分休憩

午後1時33分再開

- 森田委員長 それでは、委員会を再開いたします。
午前中の続きとなりまして、報告事項3、戸籍への氏名の振り仮名の記載について、保留分がございましたので、まずは市民課長、お願いいたします。
- 桑田市民課長 お時間いただきましてありがとうございます。木村委員から御質問がございました戸籍への振り仮名の記載の施行日につきまして、お答えいたします。こちらは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行日を定める政令というのがございまして、こちらで令和7年5月26日と定められております。こちらが官報に記載されたのは令和6年9月13日となっております。
- 木村委員 もう去年の9月13日には分かっていたということですか。でも、この令和7年5月26日ということは、私も総務委員会の前委員ですけど、総務委員会で言っていましたっけ、前の資料を持ってこなかったんですけど。

○桑田市民課長 前回、御報告したのは、令和6年第3回定例会の総務委員会でした。この総務委員会の日にちが9月9日でしたので、この時点では、まだ我々は知り得なかった状況でした。

○木村委員 なので、その後となると第3回定例会の後の閉会中の総務委員会とか、第4回定例会とか何度も総務委員会があったわけで、そこでの御報告も含めて、なかったですね。なぜそれを確認したかという、発送が8月上旬ということで、施行日から2か月半ぐらいのタイムラグができるわけで、でも5月26日が基準日にもなるわけなので、去年の9月には分かっていたということなので、そこは本来であれば、まずは総務委員会にも御報告いただくべきことだったのかなということと併せて、それが9月に分かっていたのであれば、5月26日が基準日ですから、それ以降じゃないと名簿の抽出というのはできないんでしょうけども、そのための準備とかをあらかじめ進めることによって、事が戸籍に関わる大変重要なことなので、本来であればこの5月26日から来年の5月25日という1年間なんですけども、実際に8月上旬に発送されない限りにおいては確認できないという意味では、実質的には10か月を切ってしまう期間に短縮されるので、本来であれば9月に官報に載った時点から滞りなく準備を進めて、こういう8月上旬ではなくもっと早いタイミングで発送できるような体制を取るべきだったんじゃないのかなと私は思うんですけど、その辺のお考えはいかがでしょう。

○桑田市民課長 法の施行日が5月26日と決まったことについて、御報告できていないことは申し訳ございませんでした。通知の発送なんですけども、おっしゃっていただいたとおり今年5月26日が基準日となりまして、そこからデータの抽出、それから印刷等を行っていくという流れになっていきます。なるべく早くと我々も考えてはございましたが、戸籍システムのベンダーと調整したところ、なかなかベンダーのほうも希望どおりにいかないということがございまして、なるべく早めにとということでお願いした時点で、今回は8月上旬という日になっております。今後、滞りないように進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○木村委員 多分、その事業者はほかの自治体なんかもたくさん担っていらっしゃるんだろなと推察はするわけで、他市も同じことは、それを積極的に捉えた担当を持っている市役所においては、よりスピーディーにそういう業者に依頼をかけて、こういう8月とかにならないように5月26日以降の早いタイミングで我々の自治体の戸籍の抽出をお願いしますという依頼はかけていたと思うんです。言ってしまうと国分寺市はその競争に負けてしまったということなんじゃないのかなと。動きが遅ければ、当然その分だけ後回しになるのは、後からお願いして、先をお願いしていた自治体よりも先に作業していただけるということは普通に考えても難しいんだろなということを考えると、もし総務委員会で御報告いただければ、そういった御指摘も当時の段階でできていただろうし、それによってこの8月上旬というものがより早まった可能性というのも十二分に考えられたんじゃないのかなと思っています。

とはいえ、こういう状況なので、願わくは業者に少しでも早くという依頼は引き続きかけ続けていただいて、戸籍という重大な問題でもありますし、この期間が短くなってうっかりということがあってはいけませんので、1回は期限を過ぎててもということは書かれていますけども、とはいえ、より速やかに御対応いただくべき事案だと思いますので、そこはお願いして、一言いただいて終わります。

○杉本市民生活部長 委員の御指摘のとおり、報告については、こちらのほうも真摯に受け止めさせていただきたいと思います。今、市民課長が言ったように今後の取扱いについては、できるだけ速やかにできるような形で考えてみたいと思います。

○森田委員長　ほかに質問はございますか。

○はぎの委員　私からは、周知の部分で確認させてください。資料No.3を見ますと、3ではマイナポータルからの届出をお勧めしていますということで記載していただいていますけれども、実質、これは通知を見なくても5月26日からマイナポータルで届出ができてしまうという認識でしょうか。

○桑田市民課長　マイナポータルの場合、ログインすると記載された内容の御本人の分は確認できるようになってございますので、届け出ることは可能となります。

○はぎの委員　分かりました。ありがとうございます。そうすると、8月の通知を待たずに正確な情報をキャッチして、自らそういったことが対応可能ということで確認させていただきました。そうしますと、今回、御丁寧にこういった資料を作成いただいて、例えばこの3番以外においても、5番の振り仮名の変更についても、1回に限り家庭裁判所の許可なく可能であったりとか、その辺の詳しい情報というのは今後こういった形で市民の方々に周知されていくのか、市報とかホームページの状況も含めて、スケジュールの部分も含めて確認させてください。

○桑田市民課長　予算特別委員会でも御指摘いただいております、ホームページには現在も掲載しております。今回、5月15日号市報に「戸籍に振り仮名が記載されます」という一般的な御案内だけは掲載しております。今後につきましては、現段階で考えているのは、7月15日号ぐらいにこういった通知が發送されますということ、国分寺市に本籍がある方なんですけども、そこについて周知してまいりたいと考えてございます。

○はぎの委員　ありがとうございます。やはりちょっと間違えやすい部分とか細かい部分になると、こういった報告事項資料ぐらいの情報量がないとなかなか難しいかなというところがありましたので確認させていただきました。

あと最後に、6番に記載されている、法務省でコールセンターを設置ということですが、このコールセンターの御案内は、このはがきに記載されるということによろしいのでしょうか、その部分を確認させてください。

○桑田市民課長　おっしゃるとおり、お送りするはがきには記載したいと考えてございます。

○はぎの委員　ありがとうございます。確認させていただきました。そうしましたら、様々かなり大変な作業になるかと思えますけれども、引き続き御尽力をお願いして終わりたいと思います。

○森田委員長　ほかには。

○小坂委員　ちょっと細かいことなんですけども、簡単に確認させてください。通知イメージの資料の真ん中の部分なんですけども、氏の振り仮名の届出が可能の方というのが戸籍の筆頭者のみとなっているようなんですけれども、何らかの御事情で筆頭者の方が手続きが難しい場合にはほかの方でもできる方法があるのか、このあたりについてお伺いいたします。

○桑田市民課長　今の御質問の筆頭者がということなんですけども、仮に筆頭者が来庁することが難しいという方で、ただ届出用紙なんかを記入できる方の場合でしたら、その筆頭者の方に届出用紙を記入していただいて、例えば配偶者の方が届け出ていただくということは可能となっております。

また、例えば行方不明になってしまったとかどうしようもないような状況の場合は、一旦、令和8年5月26日以降に職権で本籍地の自治体が振り仮名を記載した後であれば、筆頭者の次の順位の方は配偶者になるんですけども、配偶者等、そういった方が届け出ることは可能ということで法務省からQ&Aが出てございました。

○森田委員長 よろしいでしょうか。
ほかに。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 では、質問がないようですので、報告事項3番を終わります。



○森田委員長 続きまして、報告事項4番 **二次元コード付きカード型地域応援商品券事業の実施結果について**、報告をお願いいたします。

○飯塚経済課長 よろしくをお願いいたします。私からは、二次元コード付きカード型地域応援商品券事業の実施結果について、報告いたします。資料No.4になります。

表紙をおめくりいただきまして1ページになります。初めに取扱店舗数ですが、最終的に517店舗になってございます。これまで様々な商品券事業やキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施してまいりましたが、最も登録要件に近い令和2年度、3年度の国分寺市民・市内小規模事業者応援商品券事業の465店舗を超えることができました。

申請方法につきましてはウェブ申請が62.67%と、市内事業者の中でもデジタル化が進み始めていることが読み取れる結果となっております。

2ページをお願いいたします。業種別の取扱店舗数になりますが、飲食業が155店舗と最も多く、次いで理美容業、飲食業に分類しない居酒屋・スナックと続いてございます。仮に居酒屋・スナックを飲食業に分類した場合には健康・医療業が3番目となり、そのほかの業種を含め幅広い業種で登録していただいたと考えております。

3ページをお願いいたします。地区別の取扱店舗数になります。中央線の駅周辺の店舗が上位に入った結果となりましたが、全ての町目で登録店舗が入った状況となっております。

4ページをお願いいたします。商品券の利用状況になります。ページの下部になりますが、利用額につきましては3億3,167万8,152円であり、発行総額に対して85.3%の利用率となりました。

5ページ、月別の利用件数と利用金額になります。当初、担当といたしましては利用開始月である12月が最も利用金額が多くなると予想していましたが、結果的には2月に1億6,000万円を超える利用となり、最も多い月となりました。東京都におきまして12月11日から12月24日まで「もっと！暮らしを応援TOKYO元気キャンペーン」が実施されたこと、また一部のキャッシュレス決済ポイント関係事業者でもキャンペーンを実施したことから、そちらの利用が優先された可能性があると考えてございます。一方で、売上げが低迷すると言われていた2月に多く利用していただいたことは消費の底上げ、下支えにつながるものであり、事業者の方からも「2月の商品券利用は助かった」との声をいただいております。

6ページをお願いいたします。業種別決済金額になります。上位3業種は飲食業、コンビニエンスストア、パン・和菓子・洋菓子という結果となりましたが、1位の飲食業を除きまして、取扱店舗数の多さが決済金額の多さに一致しない結果となっております。

ページをおめくりいただきまして、7ページをお願いいたします。業種別平均決済金額になります。こちらは同じ業種の中での1店舗当たりの平均決済額となります。上位3業種は菓・化粧品・ドラッグストア、コンビニエンスストア、生鮮食料品となっておりますが、売上げの低迷がうたわれている書籍が4番目に入っており、ふだん購入しない書籍を商品券があるからこそ購入した例もあったのではないかと考えてございます。

最後に8ページをお願いいたします。地区別の決済金額になります。上位3地区につきましては登録店舗数の上位3地区となっておりますが、4位以降は登録店舗数に関係なく上位に入る地区がございました。同じ地区内での1店舗当たりの平均決済額は下の表となりますが、利用店舗が少ないと言われる地区、例えば市の北側や西側が挙げられますが、こういった地区が上位に入る状況となっており、担当としても一定安心した結果となりました。

簡単ではございますが、私からの報告は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○森田委員長 御説明ありがとうございました。

質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○だて委員 御説明ありがとうございました。今回の二次元コード付きカード型地域応援商品券事業ということで、先ほどもありましたがいろいろな形のこういう取組をこれまでしていただいている中で、初めてということで今回こういう形でやっていただいたということで、今回こういった詳細な御報告を、データも出していただきまして、非常に参考になるところでございます。利用率が85%ということで大部分が使われたのかなというように思っているのですが、これまでにプレミアム付商品券とかP a y P a yとかいろいろやってこられたと思うんですが、その辺の利用率との違いについては、何か特筆すべきところがあるでしょうか。

○飯塚経済課長 これまでの商品券事業という形で限定させていただきまして、より高い利用率である90%台後半の利用率がございました。今回は郵便料金の値上げの前に商品券を発送するという事情がございまして、利用開始日より1か月半程度前に到着してしまうところがございますので、その間にその存在自体を忘れてしまったのかなというように一定担当としては考えてございますが、利用促進に当たりましては市のホームページとか特設サイト、それと市報、あと当初予定していなかった利用促進ポスターの作成とか、あとは広報車で利用期限が迫っていますよということで市内を巡回したんですが、結果としては今回の80%台真ん中という結果になってございます。

○だて委員 ありがとうございます。商品券事業と比していただいたと思うんですが、P a y P a yとかのキャッシュレス還元とは事業のスキームが若干違うのかなと思うんですが、P a y P a yとかの利用率というのはどれぐらいでしたか。

○飯塚経済課長 P a y P a yといったキャッシュレスポイント還元事業につきましては、還元額については確認することができるんですが、どのぐらいが利用されているのかというのは、申し訳ありません、つかめてございません。

○だて委員 そうですね、P a y P a yとかは、確かに今おっしゃったようにどれぐらいの割合の市民が使ってくれたかというのはなかなか捉えられないというような、他市の方も来られて使われるというところもあったかと思しますので、そういった意味では、先ほどの御説明にあったほかの商品券事業との比較というところが一番適切なのかなというところで見ると、90%台があった中で85%ということで、先ほどその理由、要因とおぼしきこととして、確かに送られてから間が大分空いちゃっていたところがあったので、それは私たちも事前にももちろん説明いただいて理解した上でのところなので、一定その辺はあるかなとは思っておりますが、少し低かったということで承知いたしました。

結果の部分にすると、いろいろなデータを今回出していただきまして、私がいつも申し上げている西側と北側がこのデータを見ると店舗数が少ないというのは、これはもうしょうがない話なので、いかんともしがたいところではあるんですが、結果を見ると地区別の数値とかもいろいろ出ているんですが、今回、

御配慮いただいてコンビニも使えるようにしていただいたということでございましたが、その辺も含めて西側地域、北側地域の状況というものを担当としてどのように分析されているか、伺いたいと思います。

○飯塚経済課長　今、だて委員に御紹介いただきました北町、西町の店舗は、主に飲食店とか、あと西町については自転車屋、あと洋菓子店の利用金額がかなり高かったのですが、そういった店舗の皆様に登録について御協力いただいた状況でございます。

それからコンビニエンスストアなんですが、今回、中小事業者及びコンビニエンスストアという形で特出しさせていただいておりますので、インターネットで調べられる範囲で各店舗に御連絡いたしまして、登録について御協力を仰いだところでございます。店舗によっては直接担当が説明に行ったようなコンビニエンスストアもございますが、本部のほうでなかなか許可を下ろしてくれなかったという店舗があるのが現状でございます。

○だて委員　まさに今、経済課長に御説明いただいたとおり、せっかくこういったコンビニを入れていただいたんですが、今おっしゃったような事情が各店舗ごとに様々あったということで、西町の辺りにコンビニも幾つかあったんですけども、ちょうどそれがなかなか会社の関係でどこも使えないというような状態もあって大変残念だったところではあったんですが、そこは市のほうでどうにかできない部分の事情です。本当に今回はそういった形でいろいろ御配慮もいただきながら進めていただいたということで、そこは地域の皆さんも感謝をされているかと思います。

その辺も含めて、この結果を見ても、店舗数が非常に少ない中で、地域の多くの金額がその地域で使われているということで、店舗が少ない地域の方からすると使う先が相当限定されるので致し方なく、致し方なくと言ってはいけないかもしれませんがそこで買物をする、近い所で買物するというので少ない店舗に集中している部分があるのかなというように思っています。

市のほうでなかなか店舗を増やすということではできませんので、今後の対応として考えていただきたいのは、今回は中小企業とコンビニという形でやっていただいたかと思うんですが、一定それが原則で中小企業とか割と規模の小さい基準に沿った形の事業者が対象という形でこれまでもやってこられているんですけども、その原則というところは承知しているところではあるんですが、どうしてもそういった東のほうに比べて西のほうについては圧倒的にそもそも少ないというところも踏まえていただいて、もし今後、御検討いただけるのであれば例外的に、例えばその地域に限定したスーパーマーケットとか、内藤には2店舗しかないというところで大きなスーパーもありますから、そういったところで使えるようになれば地域の皆さんからすると非常に利便性も上がるし使いやすくなると、ありがたく感じていただけるんじゃないかなと、それは常々私は思っているところです。

これまでは、一番最初のプレミアム付商品券のときはたしかどこでも使えたような、大型店でも使えたようなときもあったかと思うんですけど、ここ最近の事業だとなかなか小さい規模の店舗に限定ということで、その事業の趣旨というところもあるんですけども、それは理解した上で今後の要望としては、いろいろなデータもそろってきていると思いますので、そういったデータも見させていただきながら、地域の例外的なところがもし可能であれば、スーパーとかチェーン店のドラッグストアとか、そういったところしかない地域もありますので、そういったところも例外的に入れていただけるような形が取れると、よりこういった事業が喜ばれるのかなと、それは市民目線での取組という形にはなりますけれども、そういったことを要望したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○飯塚経済課長　今、だて委員から御紹介いただきました大型商業施設に入っているテナントを含めた事

業は、令和3年度のプレミアム付商品券のときに入ってございました。今後につきましては、今回、こういったデータも入ってございますので、あらゆる可能性を排除することなく、必要に応じて検討してまいりたいと考えます。

○だて委員　地域の皆さんは、こういう事業は本当にうれしいわけです。市のほうから物価対策とか、家計対策ということで出していただいているというところで、ぜひ、よりうれしい形で使えるというのが市民にとっては本当にありがたい話だと思いますので、以前はA券、B券みたいに分けて、こっちは大規模店も使えます、こっちは中小しか使えませんとかそういういろいろな工夫もされてきたと思いますので、今後もし次があればの話ではありますけども、ぜひ、そういった視点も含めてまた検討していただきたいということを要望いたしまして終わりたいと思います。

○森田委員長　ほかにございますか。

○はぎの委員　私もだて委員と一緒にコンビニの件を伺おうと思っていたんですが、事情は理解させていただきました。細かい金額とか、あと残高が何百円かなというときにコンビニで最後に使えたという喜びの声は、多数私にも届いておりました。

それで、私からは、二次元コードの読み込み端末は、今回の登録店舗数と同じ数ということで、517台を実質用意されたということだと思んですけど、この期間に故障してしまったりとか、その辺の事情はどのような状況になっていたのか確認させてください。

○飯塚経済課長　決済用のモバイル端末につきましては、お示しのとおり517台を今回の事業で店舗の皆様にご利用いただいておりますが、この事業の期間中に、例えば故障とか紛失等々のお話は頂戴してございません。

○はぎの委員　分かりました。ありがとうございます。お聞きした理由としまして、例えば、故障が起って1日使えなくて連絡が翌日になったというケースだと、そこで使えない方が出ていたら残念だなということと、またはこの利用率がちょっと変わっていたのかなというところで確認したかったんですけど、実質それはないということで、影響はなかったということで確認させていただきました。その部分が非常に気になる場所だったので、今後、もしまた同様の事業をしていただくときには、その辺にもまた引き続き配慮していただきたいなということを申し上げて終わりたいと思います。

○森田委員長　ほかには。

○木村委員　詳細な資料を作ってくださいありがとうございます。こうやって資料を頂いてつぶさに見ていくといういろいろ傾向も理解できて、次につなげやすいのかなということで、ある意味、興味深く読ませていただいております。

先ほどだて委員もおっしゃっていましたが、北部エリア、西部エリアはそもそもの店舗数が少ないということではなかなか苦戦を強いられてしまっている部分としてはあるのかなということも、こうやって数字が出てくるとより理解できました。なかなか北エリア、西エリアにお店がないということは、これはいかんともし難いんですね。その辺はだて委員も共通認識だと思います。

例えば、今回の二次元コード付き商品券事業ですと、機械を貸し出して、それで読み込ませてという前提になるので、ということは、実店舗を持っている営業形態に限られるということが恐らくあるんだろうと。昨今、いわゆる実店舗を持たない形で、しかも個人事業主等が手がけるような事業というのも近年増えていまして、そういう実店舗ではないがゆえになかなか町なかでは目に見えない部分だと思うんですけども、その辺というのは、経済課としては何かデータはお持ちなんですか。ないですか、今、首を横に振

っていたので。例えば、そういった店舗を持たずに事業を行っている個人事業主とかがいれば、またそれは分布が変わってくるのではないのかなど。店舗を持たないがゆえにわざわざ駅前という必要はないわけで、むしろ逆に駅から離れた所に、もしかしたらですよ、私もデータを持っていないので分かりませんが、そういう店舗を持たない事業形態の御商売をやっている方というのがいる可能性はあるのかなど。どう調べればいいのかということも含めてなんですけども、そういう実態が調査できれば、また北部、西部対策につなげられ得るのかなとちょっと思ったりもしているんですけど、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○飯塚経済課長 経済課の事業で創業塾ですとか創業セミナーを実施しているところでございますが、委員のおっしゃるとおり、いわゆる実店舗を持たないで、オンライン上でECサイトというのでしょうか、事業を立ち上げたいという方は多くいらっしゃるという認識は私も持っております。そういった実店舗を持たない事業者がどのように起業して進めていくのか、あるいは市内でどのぐらい事業所数があるのかということにつきましては、現状で思いつくところはございませんが、例えば総務省の統計とか、そういった各機関の調査内容で判別できるかどうかというのを今後の検討課題とさせていただければと思います。

○木村委員 分かりました。データがないので今後の調査次第なんですけども、仮にそれで実店舗を持たない事業者が北とか西にそれ相応の数がいらっしゃれば、恐らく北と西の店舗がない地域の住民の方への対策の一助にはなるのかなと思ったりもしたので、その辺は調査していただいた上で、そのデータ次第ではありますけども有効に使えるような数字が出てくれば、ぜひ、そこは御検討いただきたいと。

あと、今回は約15%近くが御利用されなかったということは、私の一般質問でも触れた部分もあったんですけども、担当としてはこの利用されなかった部分、忘れてしまったのではないかとということも先ほど御答弁ではあったんですけども、本来であれば、市として昨今の物価高に対しての応援事業ですから、普通に考えれば100%近い利用率を想定してということになるはずなんですけども、85%余りとどまってしまったということは考えていかなければいけない手法であったのかなと思いますけど、その辺はどうお考えになっていますでしょうか。

○飯塚経済課長 担当といたしましても、利用率につきましては事業の最中から最低でも90%台は確保したいと考えて進めてまいりました。先ほど申し上げましたとおり郵便料金の値上げ前に対応するということと前を前提に進めてきたところもございますので、将来もし同種の事業をやるということになった際には、郵便料金が近々に上昇するという情報はございませんが、利用率の上昇を念頭に置いた商品券の配布方法というのも検討の中で考えていきたいと考えます。

○木村委員 分かりました。これは一般質問でも申し上げましたが、もしかしたら経済的に十分に潤沢で必要としない、3,000円ぐらいはいいよと思っていらっしゃる方も中にはいたかもしれませんね。そもそも国分寺市は全国的に見ても非常に富裕層が多いという自治体でもありますので、だからこういう全世界帯、全員に配布するというやり方が効果的、有機的であったのかどうかということも、今回の数字や、あるいはこれまでやってきた手法の数字との比較によって、そこも検証していくべき材料なのかなど。せんだって私が申し上げたのは、そういった意味では必要な方が必要な分だけ購入できるようなプレミアム付商品券というのはこれまでも実績はあるわけですし、必要とされている方が御購入されるということで利用率も当時高かったということがあったので、こういうところも含めてぜひ検証材料にさせていただいて次につなげていただきたいなと思いますので、一言いただいて終わります。

○飯塚経済課長 今回の商品券事業につきましては、いわゆるプッシュ型という形で市民の皆様にお配り

したところでございますが、必要に応じて購入したい方が購入するという手法というの、また一つ考えとしてはあるかと考えてございます。先ほども申し上げましたとおり、今後の可能性についてはあらゆるものを排除することなく、必要に応じて検討してまいりたいと考えてございます。

○森田委員長　よろしいですか。

ほかに。

○小坂委員　様々な分析ありがとうございました。今回は地域応援商品券ということで、その趣旨を理解させていただいています。517店舗という多くの店舗の方に御協力いただきまして、御担当としても呼ばかけなどで工夫された点があればお聞きしたいのと、あと、一方で業種にかなり偏りがあるように見えますが、行き届きづらかった業種の方からもし声が届いていたりしましたらお聞かせください。

○飯塚経済課長　取扱店舗の募集につきましては、市報、市ホームページ、特設サイト、それから商工会に御協力いただいたものと、あとこれまでの支援金を交付した事業者に対して直接電話して登録についてお勧めしたのと、あと小口事業融資あっせん制度を経済課でやってございますが、その申込みに来た方に登録を呼びかけた格好になります。それで最終的に517店舗という結果になってございます。

事業者の方からは、この事業ですとなかなか登録しづらいというような御意見は、担当のところには届いてございません。

○小坂委員　ありがとうございました。先ほどの木村委員との質問にもありましたけれども、使えなかった、使わなかった方が一定いらっしゃるというところで、私からは、外出が難しかった方も実際にはいらしたのではないのかなというように思います。大変難しい課題かと思いますが、こういった福祉的な視点について、御担当として何か今のところおありでしたらお伺いしたいと思います。

○飯塚経済課長　先ほど申し上げたこういうプッシュ型の支援という形で家に届いてしまいますと、なかなか家から出られない、出づらいという方は、委員がおっしゃるとおりいらっしゃるかと思います。今回のこの事業を進めていく中で、そういった視点は正直ちょっと不足していたのかなと、今、御指摘いただいて感じたところでございます。今後こういった形で対応していけるか、決済の方法はかなり限られているのでなかなか難しい、乗り越えないといけない壁というのはあるかと思いますが、その視点を持った事業の確立というのを研究してまいりたいと、担当としては考えます。

○小坂委員　かなり難しい課題かと思いますが、この15%の中にはそういった方もいらっしゃるのではないかなと思います。

私のほうに寄せていただいた声を幾つか御紹介いたしますと、生鮮食料品店などで、少額で夕方など混雑するお店などでは対応がなかなか厳しかったというようなお声もいただきました。また、端末の使い方について、デジタルが苦手な店主の方とかはちょっとハードルが高かったというような声も聞かれましたので、今後、同じような事業を検討される際には、課題の一つとして心に留めておいていただけたらなと思います。最後に一言いただきます。

○飯塚経済課長　モバイル端末の利用方法とか、お会計のときにちょっと煩わしさを感じるというような御意見は私もいただいております。一方で、最終的に金融機関に商品券を持って行って換金する手間がなかったのがよかったというお褒めのお言葉もいただいております。そこをどうやってバランスを取っていくのかというのは今後検討してまいりたいと考えます。

○小坂委員　今回、換金がとても早かったので資金繰り的にはありがたかったというようなお声はこちらもいただいております。様々な手法を検討する中で、今回の結果を生かして次につなげていただきたいと思います。

思います。ありがとうございます。

○森田委員長　ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長　では、ないようですので、報告事項4番を終わります。



○森田委員長　続きまして、報告事項5番 **国分寺市立男女平等推進センター運営方法の検討について**、御報告をお願いいたします。

○平原人権平和課長　それでは、国分寺市立男女平等推進センター運営方法の検討について、御報告いたします。

男女平等推進センターの運営方法につきましては、去る2月25日開催の総務委員会におきまして、教育センター及び男女平等推進センターの効果的な運営方法の検討について御報告しておりまして、両センターの今後の管理運営の方向性といたしまして、指定管理者制度の導入を含めたアウトソーシングを検討するとしておりました。今般、男女平等推進センターの管理運営の検討結果を御報告するものでございます。

それでは、資料No.5に基づきまして御説明いたします。資料の1番及び2番につきましては、さきの総務委員会で御報告いたしました背景、また現状と課題について、男女平等推進センターに関わる部分について改めてお示ししたものでございます。

これらを踏まえまして、指定管理者制度導入を含むアウトソーシングの検討を進めてきたところでございますけれども、資料の3番でお示ししておりますとおり、男女平等推進センターにつきましては、相談機能、図書資料機能、それから男女平等推進啓発事業を直営で実施運営することといたしております。

資料の次ページにまたありますが、指定管理者制度の導入、業務委託について、それぞれ事業者への聞き取り等により、その導入について検討したところでございますけれども、まず、指定管理者制度につきましては、教育センターと一体的に指定管理者制度を導入するというのは、内容として大きく運営内容が異なるということもございまして、事業者の参入が見込みづらいというようなことを考えているところでございました。

もう一方の業務委託につきましても、主に費用面につきましては市直営で実施の場合と比較しまして劣後することなどから、令和8年度以降の実施運営につきましては、課題のほうで挙げております職員体制等の整理をはじめ、センター機能の充実を今後図った上で直営とすることといたしました。

他方で、資料の4番になりますが、教育センターにつきましては、来年度からの指定管理者制度移行を予定として、教育委員会におきまして所定の手続を進めていると伺っているところでございます。教育センターの指定管理者制度移行に伴いまして、男女平等推進センターで管理しております貸室、具体的に申し上げますとひかりプラザの201号室、202号室及び生活実習室の3部屋になりますけれども、こちらの予約受付、貸出業務について取扱いの整理が必要となりました。現在は教育センター管理の貸室と併せまして、社会教育課においてこの3室の予約受付、貸出業務を担っていただいているところでございますけれども、指定管理者制度を導入することになりますと、男女平等推進センター管理の貸室につきまして、同じように予約受付、貸出業務等を指定管理者に担わせることができなくなることとなります。こうした業務を担わせることができなくなることに伴いまして、予約受付、貸出業務について各センターごとに対応しなければならなくなるなど、利用される団体へ御不便をおかけする事態が想定されます。このような事態の想定も含めまして、今般の教育センターの指定管理者制度移行の予定を機に、ひかりプラザ全体の施設管理

の効率化、また貸室の利用団体等の利便性低下につながらないように、男女平等推進センター管理の先ほど申し上げた3つの部屋につきまして、教育センター所管の貸室と一体的に管理することとし、この運用とするために必要となる条例改正としまして、国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例、また国分寺市立教育センター条例、それぞれの一部改正を、本議会におきまして追加議案として御提案を予定しているところでございます。

簡単ではございますが報告は以上でございます。

○森田委員長 報告が終わりました。議案は今後提出予定ということなんですけれども、この報告事項に対して何か質問がございましたら挙手にてお願いいたします。

○鈴木委員 御説明ありがとうございました。男女平等推進センター（ライツこくぶんじ）の運営方法の検討ということですが、令和7年2月の総務委員会で委員からの「利用者や男女平等推進委員の皆さんにも意見を聴くことはどうですか」という質問に対して、検討したいというような御答弁があったんですけれども、それを行ったか、そこでどのような意見があったかなどを簡単に教えていただけますか。

○平原人権平和課長 今、お話しいただきました関係団体とか利用者というところでございますけれども、まず、私どもとしましては、附属機関になります男女平等推進委員会に今回のこの検討結果も含めまして御報告したところでございます。委員から御質問等をいただいているところではございますが、今回の直営で引き続き来年度以降も実施するという、それから、教育センターの指定管理者制度移行の予定に伴って先ほど申し上げた貸室の関係についても、その内容については御理解をいただいているところでございます。また、利用者等につきましては、今回、御説明した内容につきまして、今後、改めてしっかりと周知を図って、丁寧な対応をしたいと考えているところでございます。

○鈴木委員 では、今後、直営でまたライツこくぶんじを運営していくというような報告を既に男女平等推進委員の皆さんにお伝えし、そこで意見などをいただいたということで、分かりました。

今の資料に課題としていろいろと挙げて、現状と課題について2つほどまとめていただいている、これは本当に私としても課題に感じているところであります。それで具体的に言うと、1つ目はセンターの事業実施には職員に専門性、幅広い知識・経験が求められるが、現在の職員体制下ではその対応が難しいこと、また現状の職員体制での運営の中で、認知度を上げ、男女平等推進啓発に特化した対応が難しいこと、この2つがざっくりと現状の課題としてまとめられているわけなんです、これから直営でやっていくに当たってこの2つのことをどのように改善していくのか、現状、どのように考えているのか教えてください。

○平原人権平和課長 こちらの現状と課題で記しているとおり様々な課題はあり、担当として認識してございます。そのうちの職員体制でございますが、現状はこちらにお示ししているとおり、新庁舎への引っ越しに伴いまして、現状の男女平等推進センターには常駐する職員が1名おりますけれども、もう1名は人権平和課の職員が交代で勤務しているような状況もございます。絶対数の問題もございまして、そういった交代で行っているというのは、効率的なところも含めて今のままでいいとは思っておりませんので、先ほど申し上げたとおり、今後は職員体制も含めた形でセンター機能の充実を図りたいと担当として考えてございます。今後につきましては、それぞれ関係する部署と調整、御相談するような形になるかと思っております。

○鈴木委員 分かりました。センターの充実、センターの認知度を上げるという課題も挙げられているかと思うんですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○平原人権平和課長 先ほど、今回の御報告につきまして、男女平等推進委員会で御報告して御意見等をいただいたとお話ししましたが、その御意見の一つの中に、今お話しいただいたようなセンターの認知度の向上でありますとか、よりこのセンターを活用していただくための様々な方策を考えていったほうがいいんじゃないかというような御意見をいただいているところでございます。今回、直営という判断をさせていただきましたけれども、これが仮にほかの手法を取ったとしても、認知度を上げてセンターの活用を幅広くしていただくということは課題として残っている部分とっております。

一つとしまして、私ども職員だけでは、人数も含めて限界があるかと思っております。男女平等推進センターには登録団体がいらっしゃいますので、そういった団体の協力であったり、様々な交流があつて、それでもって認知度の向上でありますとか、センターをより多くの方に知っていただくということに御協力いただけるのではないかと考えておりますし、そのような意見が男女平等推進委員会の中でも出ているところでございます。今すぐに何かということではございませんけれども、これまでも登録団体と共催で講座を実施したりということをしておりますので、そういった事業を引き続き進めながら、また別の視点でより認知度を上げるようなことを一緒になって進めていければと考えているところでございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。まさに男女平等の目的を目指した登録団体の方が多くいると伺っていますので、その方々と今後は今よりも密にコミュニケーションを取っていただいて、センターの運営についてももう少し盛り上げていただけるようなことを一緒に考えていくということを期待したいと思います。今後も引き続き直営でということなので、よろしく願いいたします。

○森田委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○木村委員 総論的な議論になってしまうかもしれませんが、恐らくこういう既存の複合施設にあつても、こういう使い方の変更に伴って様々な課題が出てくる一方で、これから旧庁舎跡地の整備でも複合施設ができますし、直近ではc o c o b u n j iプラザというのも、大体国分寺市は「プラザ」がつくものは複合施設でして、徐々に複合施設が増えていくんだろうと思つている中で、一つは運営の問題として、今も議論がありましたように直営か、指定管理者、外部に委託するかという問題があります。もう一つは例規の問題も当然出てくる話で、先ほど追加議案でということで国分寺市立教育センター条例と、あと国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例の改正条例案がこれから出てくるということで、施設は箱としては1つでも、位置づけ、所管が全く別のものが入っているというところは、今後、様々そういう例規の整備も含めて非常に複雑になったり、あるいは整理が難しくなったりというところは、恐らくより一層増えていくんだろうと思つています。とはいえ、そういう流れは恐らくそういう方向にはいくんだろうと一方では思つているわけで、今回、恐らく国分寺市立教育センター条例と国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例というのは、これは議会でも、常任委員会でも別の所管になるわけだし、なかなか整理も難しい部分だろうと思つています。

その辺に関して、今後の考え方とか整理の仕方とか、担当課長の御答弁ということではなくて、総括的にお答えいただける方の御答弁があればと思つていますけれども、その辺の今後に向けた考え方、今、最後のほうで申し上げた議会対応も含めてになりますけれども、考え方をお示しいただければと思つていますが、いかがでしょうか。誰がお答えになりますか。

○森田委員長 総括的なことになりますので。

○橋本副市長 今、委員からお話がありましたけれど、指定管理者制度に移行するに当たっては2つの条

例改正が必要になります。先ほどお話がありました国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例は総務委員会で御審査いただくようになりますし、あと国分寺市立教育センター条例については、この点についても市としてしっかり整理して、庁内手続を経た上で、明日の厚生文教委員会では、指定管理者制度に移行した場合に直接関わってくるのは教育センターなので、今後の予定についても御報告する予定です。募集要項をいつ配布するか、審査をいつやるか、条例改正について、指定管理の条例も含めていつ提案するかというところまで含めて御報告する予定であります。したがって、この2本については非常に密接であることから、市としてもしっかり整理した上で、庁内で議論した上で庁内手続、これは庁議ですが、庁内手続をした上で、最終日までには議案を御提案してまいりたいと思いますので、あらかじめ今日はそういうことで最終日に議案を提案するという御報告しておりますので、しっかりここは整理した上で御提案させていただきたいと考えております。（「今後の全体のところについてはどうなのか」と発言する者あり）

全体のところについてもしっかり整理して、御提案していきたいと思います。これから様々こういう複合施設のところもありますので、全体をしっかり調整した上で、今後、御提案してまいりたいと考えてございます。

○木村委員 分かりました。旧庁舎跡地の複合施設も、教育委員会が所管する公民館・図書館と、あと市民課窓口は市民生活部ということで市長部局ということで、今回と同じように全然所管も違う、議会の担当も違うというような複合施設になることが予定されているわけです。今後、そういったところも増えてくるでしょうし、管理運営というところもまたどうするんだと、一体として考えたくても、なかなかそれが難しい部分というのもし出てくる可能性も想定されますので、そこは将来的な施設も含めて考え方をあらかじめ整理しておいていただいたほうが、今後の公共施設の更新時期を順次迎える中での考え方というのは適切にできるのかなと思います。今回は、新庁舎の竣工に当たってひかりプラザの使われ方が大きく変わるということがきっかけでしたので、これが一つの先行事例じゃないですけども、今後の施設整備に当たってもぜひ生かしていただきたいということをお願いして終わります。

○森田委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長 それでは、報告事項5番を終了いたします。

ここで経済課長より発言の申出があります。どうぞ。

○飯塚経済課長 先ほどの報告事項4番の中で、はぎの委員より、決済用モバイル端末の故障、紛失等があったのかという御質問に対して、私から、517店舗全ての店舗がレンタルで借りていると取れるような答弁を差し上げてしまったので、補足させていただきたいのですが、モバイル端末の貸出しを受けている事業者は277店舗となっております。申し訳ございませんが補足となります。

○森田委員長 皆様、よろしいですか。補足ということで。

それでは、よろしく申し上げます。



○森田委員長 それでは、報告事項6番 **その他**、行政のほうからございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長 なしということで、以上で報告事項を終了いたします。



○森田委員長　　続きまして、ここで委員会の調査事項を設定したいと思いますが、委員の皆様から何か御意見はございますか。

○だて委員　　調査事項ということで、前期も行政改革というテーマで行われてきました。行政側も様々な場面で行政改革を進めてきていただいているかとは思いますが、これからも不断の努力を続けていただきたいという思いも込めまして、引き続き、行政改革についてがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○森田委員長　　ただいま、だて委員から御発言がございました行政改革についてを調査事項として進めていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○森田委員長　　御異議なしと認めます。よって、行政改革についてを総務委員会の調査事項として継続することに決しました。

　　以上をもちまして本日の総務委員会を閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後 2 時 39 分閉会